

兵 庫 県 日 本 海 沿 岸
海岸漂着物・漂流ごみ等対策推進地域計画（案）

令和2年 月

兵 庫 県

「兵庫県日本海沿岸海岸漂着物・漂流ごみ等対策推進地域計画」

目 次

1	兵庫県日本海沿岸海岸漂着物・漂流ごみ等対策推進地域計画の背景及び目的	1
(1)	背景	1
(2)	目的	2
(3)	計画の位置づけ	2
2	兵庫県日本海沿岸の海岸の現状と課題	4
(1)	海岸の概要	4
(2)	海岸漂着物等の現状	8
(3)	海岸漂着物の回収状況等	10
(4)	海岸漂着物等の処理受入の状況	13
(5)	課題	14
3	海岸漂着物等対策の推進に関する基本的な考え方	16
(1)	基本理念	16
(2)	基本方針	16
4	海岸漂着物対策を重点的に推進する区域	18
(1)	選定方針及び基準	18
(2)	重点区域の選定	19
(3)	重点区域の選定結果	20
5	海岸漂着物等対策の内容	23
(1)	海岸漂着物等の処理に関する事項	23
(2)	海岸漂着物等の発生抑制に関する事項	27
(3)	普及啓発、環境学習・教育又は消費者教育に関する施策	31
6	漂流ごみ・海底ごみ対策	34
(1)	漂流ごみ・海底ごみ処理の取組	34
(2)	県の取組方針	35
7	プラスチックごみゼロアクション	38
(1)	県の取組	38
(2)	広域的な連携による取り組み	41
(3)	国との連携による情報発信	41
8	関係者の役割分担及び相互協力に関する事項	42
(1)	海岸管理者等	42
(2)	国	42
(3)	県	42
(4)	市町	43
(5)	民間団体等	43
(6)	地域住民	43
(7)	事業者等（漁業・農業・その他）	43
9	海岸漂着物等対策の実施に当たって配慮すべき事項、その他海岸漂着物等対策	

の推進に関し必要な事項	44
(1) モニタリングの実施	44
(2) 災害等の緊急時における対応	44
(3) 危険物漂着時における対応	44
(4) 地域計画の変更	45

【主要用語説明】

本地域計画中の次に掲げる用語は、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」を参考に定義する。

用語	定 義
海岸漂着物	海岸に漂着した又は散乱しているごみその他の汚物又は不要物
漂流ごみ等	我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物
海岸漂着物等	海岸漂着物及び漂流ごみ等
海岸管理者等	【海岸漂着物】 海岸法第2条第3項の海岸管理者及び他の法令の規定により施設の管理を行う者であってその権原に基づき、又は他の法令の規定に基づいて国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地を管理する者 【漂流ごみ・海底ごみ】 港湾法第2条第1項の港湾管理者並びに漁港漁場整備法第25条第1項各号の漁港管理者であって、それぞれの法律に基づき港湾区域、漁港区域を管理する者
海岸漂着物等対策	海岸漂着物等の円滑な処理を図るため必要な施策及び海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策

「兵庫県日本海沿岸海岸漂着物・漂流ごみ等対策推進地域計画」

1 兵庫県日本海沿岸海岸漂着物・漂流ごみ等対策推進地域計画の背景及び目的

(1) 背景

平成21年7月に、海岸漂着物対策の推進を図ることを目的として、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）が施行された。

しかしながら、現在も、我が国の海岸には、国内外から多くの海岸漂着物が漂着し、沿岸海域において漂流ごみ等が船舶の航行の障害や漁業操業の支障となっており、海洋の環境に深刻な影響を及ぼしている。また、洪水や台風等の大規模な自然災害により流木等が海岸に大量に漂着し、海岸保全施設の機能を阻害している。

近年では、平成27年9月に持続可能な開発目標(SDGs)のうち、「海の豊かさを守ろう」に係るターゲットの1つとして「2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」が掲げられている他、海洋に流出する廃プラスチック類やマイクロプラスチックが生態系に与え得る影響等について、国際的に関心が高まっている。

このような状況を受け、一層の海岸環境並びに海洋環境の保全を図るとともに、国際的な課題に取り組むため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成30年法律第64号）が平成30年6月22日に公布・施行されるとともに、海岸漂着物等の円滑な処理及び発生抑制を図るために必要な施策に関する基本方針が定められ、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務が明らかになった。



また、令和元年5月に第四次循環型社会形成推進基本計画に基づく「プラスチック資源循環戦略」や「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が相次いで策定され、令和元年6月に日本で開催されたG20大阪サミットにおいても「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン¹」が共有され、海洋プラスチックごみに対する取り組みが一層加速している。

¹ 2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指すこととしている。

（２）目的

兵庫県の日本海沿岸は、全域が山陰海岸国立公園に指定されており、豊かな自然環境と優れた景観を形成している。海岸は、複雑に入り組んだ岩礁海岸が連なり、岩礁海岸の狭間には、れき海岸や砂浜が点在するなど多様性に富んでいる。このため、観光、海水浴、魚釣り等の場として多くの利用客が訪れるとともに、漁港や港湾も数多く存在し、底びき網漁業や、イカ釣り漁業などの沖合・沿岸漁業が行われている。また、多彩な海岸地形など貴重な地形・地質遺産が存在する山陰海岸ジオパークとして、平成22年10月4日に世界ジオパーク²ネットワークに加盟認定されている。

しかしながら、日本海沿岸海岸の特徴である複雑に入り組んだ海岸線には、海岸漂着物が漂着し易く、また、冬季に海岸に吹き寄せる北西の季節風により、外国からの漂着物が散見されるなど、毎年多くのごみが海岸に漂着し、景観、自然環境、観光等への影響が懸念されている。

このため、県では「海岸漂着物処理推進法」第14条に基づき、平成22年度に「兵庫県日本海沿岸海岸漂着物対策推進地域計画」（以下「地域計画」という。）を策定した。

この度、本法の改正及びそれに基づく基本的な方針も変更され、海岸漂着物に加えて、漂流ごみ及び海底ごみの円滑な処理、マイクロプラスチック等の海域への排出抑制が盛り込まれた。また、近年の海岸漂着物等に関する国際的な問題意識の高まりを受けて、海洋プラスチックに関する戦略等が策定されるなど廃プラスチックの適正処理・3Rの推進が各主体に求められている（図1-1）。

これらの内容を踏まえて地域計画を改定し、内陸から沿岸にわたる流域圏の関係主体との一層の連携を図り、より包括的・効果的に海岸漂着物等の円滑な処理及び発生抑制を推進する。

（３）計画の位置づけ

兵庫県日本海沿岸海岸漂着物・漂流ごみ等対策推進地域計画の位置づけは、以下のとおりである。

- 海岸漂着物処理推進法第14条第1項の規定及び基本方針に基づいた計画
- 「兵庫県廃棄物処理計画³」における廃棄物の減量及び適正処理に向けた施策のうち、海岸漂着物等対策の基本方針や、具体的な対策の内容を示した個別計画

² 科学的に見て特別に重要で貴重な、あるいは美しい地質遺産を複数含む一種の自然公園。

³ 廃棄物処理法第5条の5の規定に基づく法定計画。兵庫県の今後の廃棄物行政を推進するための行政計画としての性格を有するとともに、持続可能な循環型社会の実現を目指す指針等となる。

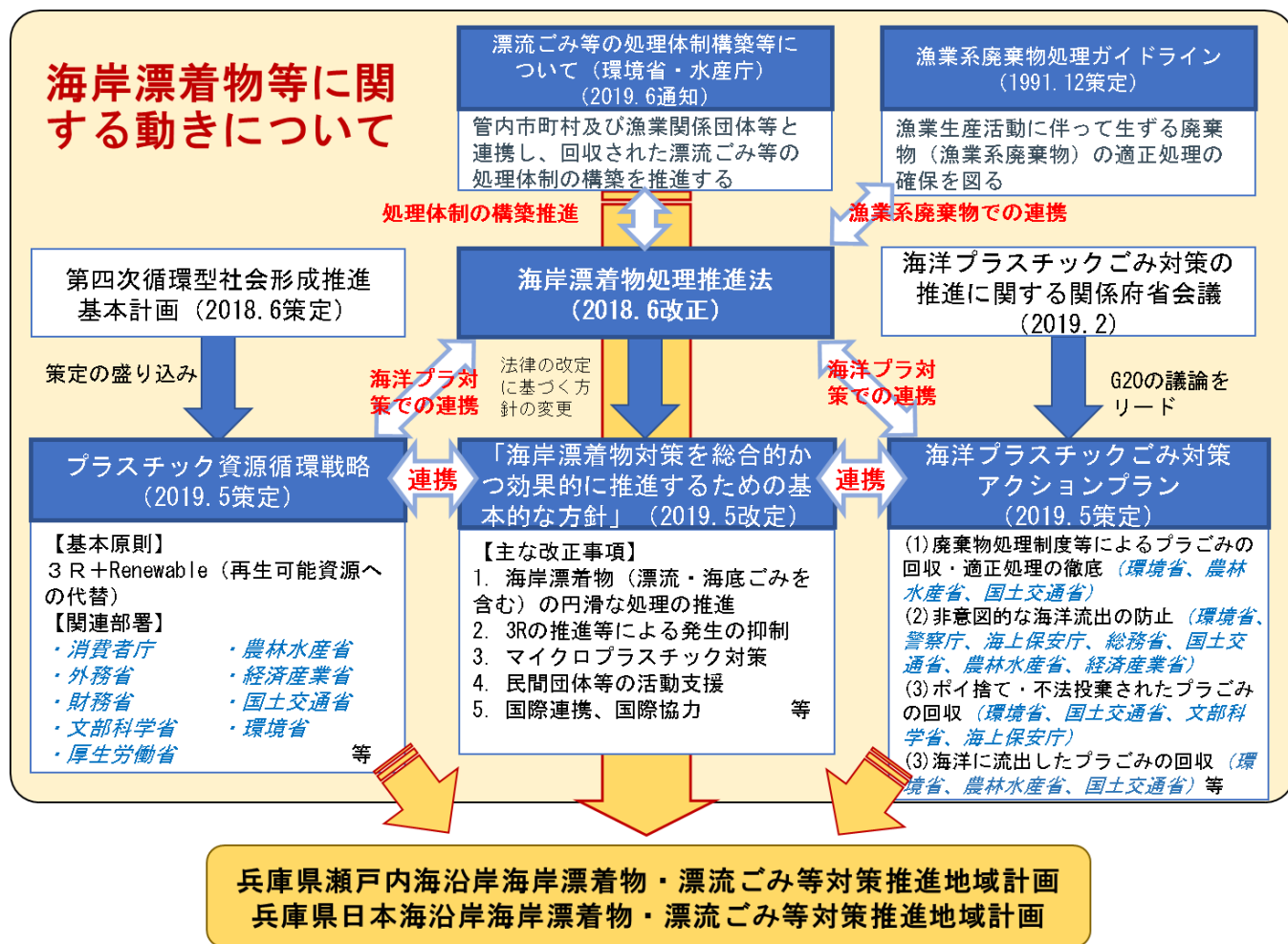


図 1-1 関連計画との連携

2 兵庫県日本海沿岸の海岸の現状と課題

(1) 海岸の概要

兵庫県の北側に位置する日本海沿岸は、海岸線の総延長約154kmで東は京都府、西は鳥取県に接する。海岸を有する地域は、豊岡市、香美町、新温泉町の1市2町からなり、人口は、平成27年で115,163人（国勢調査）である。

なお、兵庫県の日本海沿岸は、「海岸法」⁴の規定に基づいて定められた「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針」⁵により、地形・海象面の類似性と沿岸漂砂の連続性に着目して、但馬沿岸と分類されている（図2-1）。

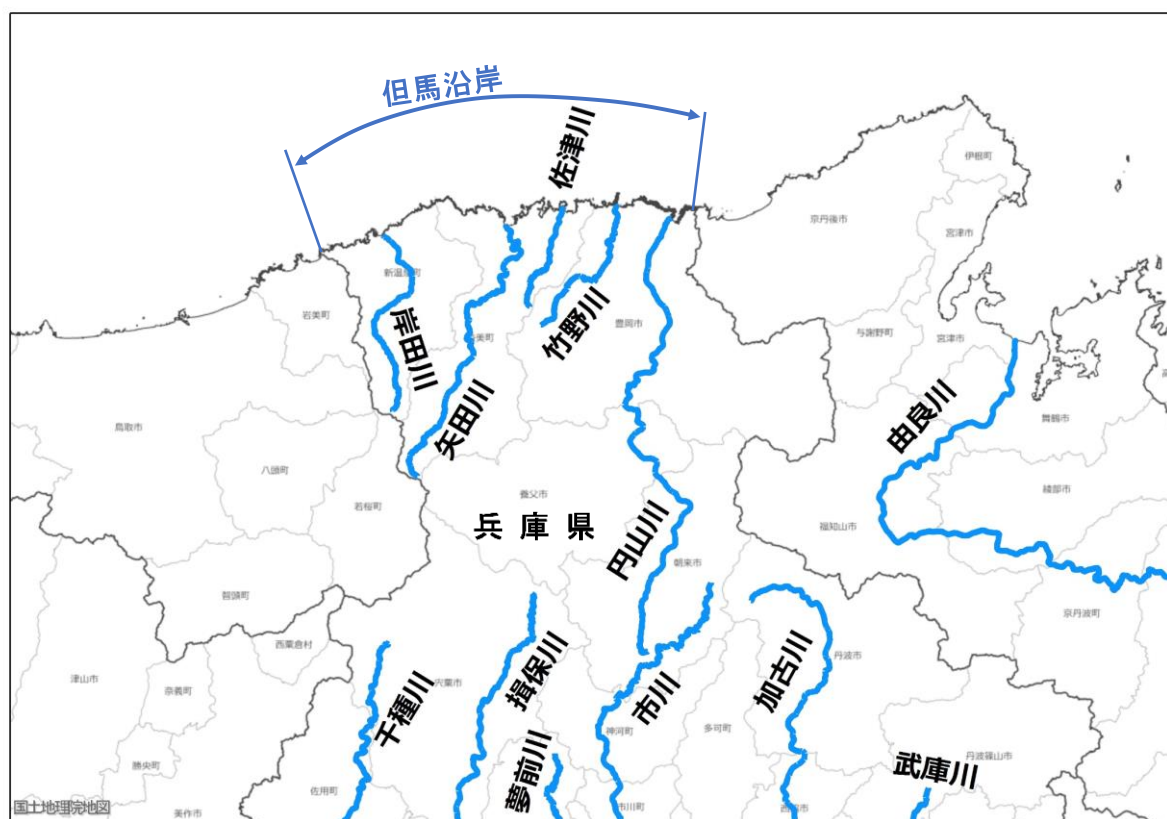
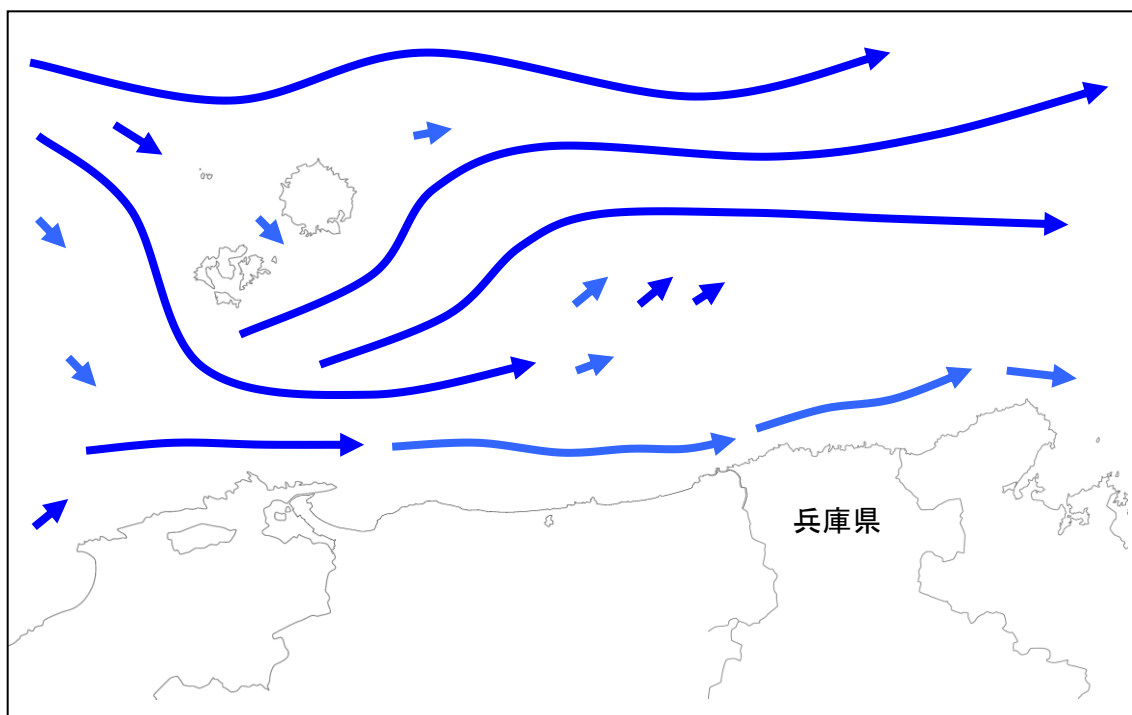


図2-1 日本海沿岸の位置

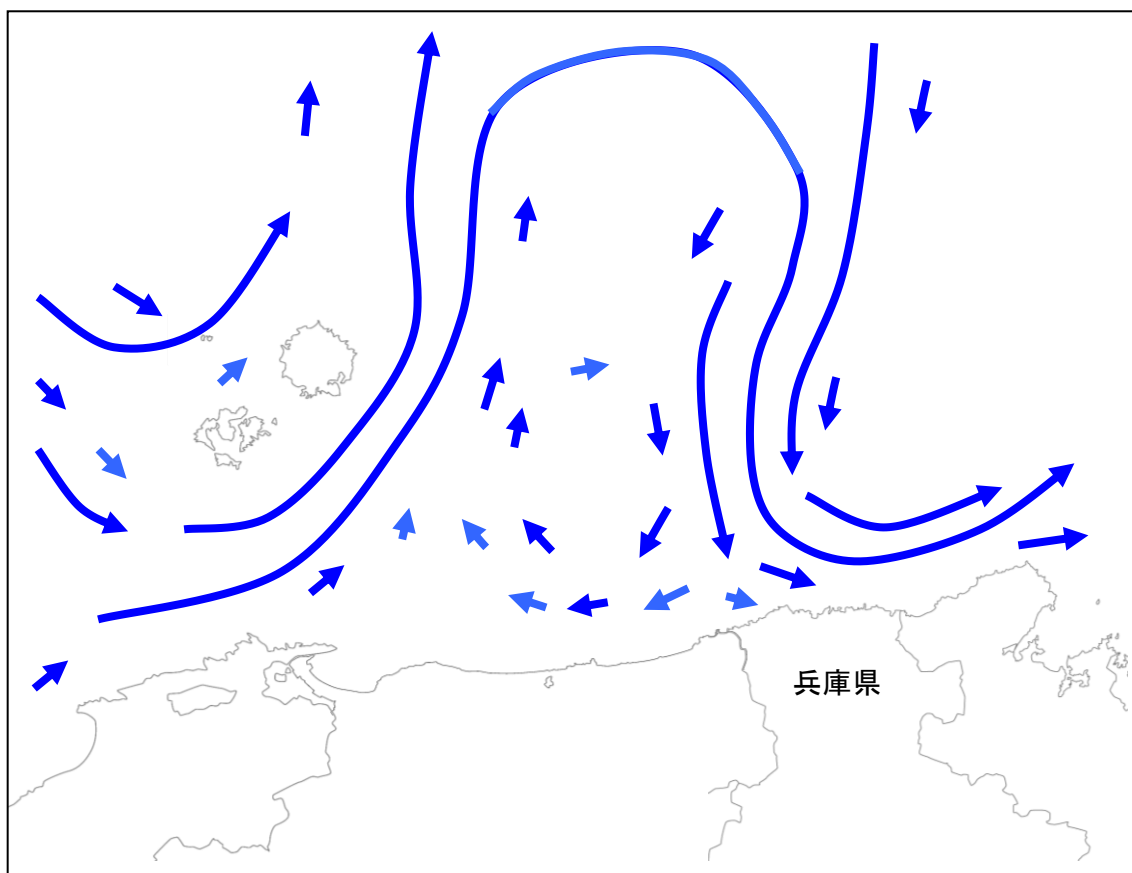
⁴ 昭和31年5月12日 法律第101号、最終改正：平成22年6月2日 法律第41号

⁵ 平成12年5月16日 農林水産省運輸省建設省告示第3号、最終改正：平成27年2月2日 農林水産省国土交通省告示第1号



出典：(独)水産総合研究センター提供2010年7月19日～7月25日海流図
(日本海新聞、2010年7月19日付)

図 2-2 日本海沿岸の海流概況 (対馬海流非蛇行時)



出典：(独)水産総合研究センター提供2010年8月23日～8月29日海流図
(日本海新聞、2010年8月23日付)

図 2-3 日本海沿岸の海流概況 (対馬海流蛇行時)

ア 気候

気候は、冬季に典型的な日本海岸気候区の特徴を示す。冬季は曇や雪の日が多く、年間降水量の約31%が12～2月にかけて降る。また、シベリア気団から吹き出す北西の季節風が卓越する。夏季には南よりの風にフェーン現象が加わり、時には最高気温が37℃以上になることも珍しくない。

イ 潮流

日本海には、対馬海流（暖流）が、東シナ海から対馬海峡を越え、日本列島沿岸に沿って北へ流れている（図2-2）。その流れ方は、時期により、比較的直線的に流れる場合と、大きく蛇行しながら流れる場合がある。対馬海流の流れは、日本列島沿岸域及び日本海中央部で強くなる傾向がみられ、その間では、大きく渦を巻くような流れが形成されやすくなっている。但馬沿岸の海流は、対馬海流が蛇行する時には、様々な方向を向くことにより海流の強弱が生じ、変化する（図2-3）。また、沿岸は尖岬や湾など地形が入り組んでいるため、沿岸付近の流れはより複雑になる。

ウ 海岸地形・河川

海岸地形は、太古の日本海形成時に山裾が海に落ち込んでできた典型的な沈降型海岸地形で、一級河川の円山川（豊岡市）等と二級河川の矢田川（香美町）、岸田川（新温泉町）、竹野川（豊岡市）等の河口に形成された沖積層の小平野以外は磯続きとなっている。全体的にみると、沈降海岸が冬季の波浪等により著しい浸食を受けた結果、海食崖が発達している。また崖面に露出した各種の岩石が、波浪や雨水、氷雪の浸食を受けて、各所に洞門・洞窟・奇岩を創り出している。海岸線は、岬と入り江が相互に入り組んだ複雑なリアス式海岸を形成しており、そのほとんどが急斜面となっている。

エ 港湾・漁港と漁業

但馬沿岸には、15漁港及び3港湾（令和元年10月現在）があり、いか釣りや浅海（採貝・採藻）などの沿岸漁業、沖合底びき網漁業などにより、スルメイカや白イカ（ケンサキイカ）、アワビやワカメ、松葉ガニ（ズワイガニ）やホタルイカ等が水揚げされている。

表2-1 但馬沿岸の漁業

漁業種類	漁獲物
沿岸いか釣り漁業、浅海漁業、大型定置網漁業、沖合底びき網漁業、べにずわいがにかご漁業など	スルメイカ、白イカ（ケンサキイカ）、アワビ、サザエ、ワカメ、ブリ、アジ、松葉ガニ（ズワイガニ）、ホタルイカ、ハタハタ、エビ類、カレイ類、ベニズワイガニなど

オ 景観・レクリエーション

但馬沿岸の中央に位置する「香住海岸」は、国の指定名勝であり、東部には城山半島と黒島、白島などの島々、西部には香住浜、鎧の袖、松ヶ崎、蜂ノ巣島、鷹ノ巣島、但馬松島等の海食崖、海蝕洞、奇岩による景勝地が連なる。さ

らに、西端の伊笹崎から浜坂海岸までの約 8 kmの海岸一帯は「但馬御火浦」と呼ばれ、「鎧の袖」とともに国の天然記念物に指定されている。

また、険しい海岸の狭間には、日本の白砂青松100選に選定される「浜坂県民サンビーチ」や、日本の渚百選及び快水浴場百選に選定される「竹野浜海岸」など、美しい砂浜が点在している。さらに、豊岡、竹野、浜坂の3地区が海域公園地区に指定されており、すぐれた海域景観を有している。このような自然環境を有する但馬沿岸は、全域が山陰海岸国立公園に指定されている。また、京丹後市の経ヶ岬から鳥取市の白兎海岸までのエリアは、平成22年10月4日に世界ジオパークネットワークに加盟認定されている。

また、レクリエーションの場として、海水浴場、貴重で美しい地質遺産、スノーケル等の体験施設、さらには温泉もあり、都市部からも近いことから毎年多くの観光客、利用者が訪れている。

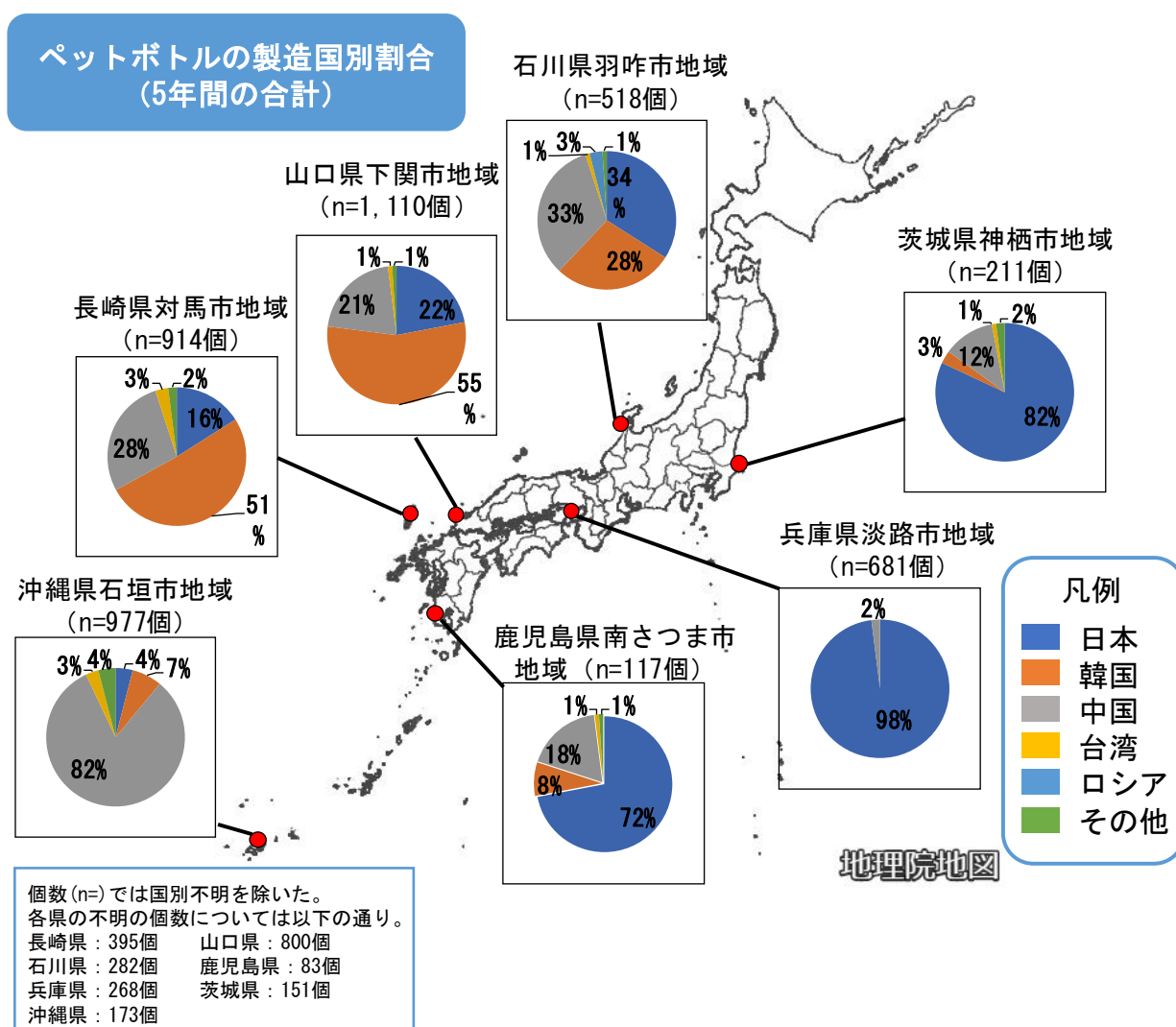
カ 植生・生態系

但馬沿岸は、貴重かつ特色のある植物群落が数多く存在する。「浜坂のタンゴイワガサとワカサハマギク群落」、「居組不動山の暖地性植物群落」を県の天然記念物に指定している。また、猫崎半島のタブ・スダジイ群落、浜坂漁港海岸のハマナス等の海浜植物群落等を兵庫県版レッドデータブック2010でAランク等に指定している。水生生物としては、貴重な種として汽水域に生息するシラウオ、トサカギンポ、エドハゼ、ジュズカケハゼ、クボハゼ、回遊魚のカワヤツメ、サケ、サクラマス、イトヨ、カジカ、シロウオの11種を兵庫県レッドリストのAランクに指定しており、磯観察やスノーケリングでも多様な種をみることができる。その他、海岸動物にはヒトハリザトウムシ（2014Aランク）やイソタナグモ（2017Bランク）、イソカニムシ（2014要調査種）など海岸漂着物の影響を受けやすい生物も多数生息する。

(2) 海岸漂着物等の現状

ア 日本海沿岸における海岸漂着物等のルート

環境省委託業務である「平成26年度沖合海域における漂流・海底ごみ実態調査報告書」において、漂着したペットボトルの製造国別割合が示されている。調査によれば、茨城県、兵庫県、鹿児島県など太平洋側では日本のものが多い一方、石川県、山口県、長崎県、沖縄県など日本海側及び東シナ海側では中国・韓国のもので多かったことが報告されている。このような点から、兵庫県の日本海沿岸の海岸でも、国内からの漂着物の流出に比べ、海外からの漂着物が多いことが想定される。



出典：平成26年度沖合海域における漂流・海底ごみ実態調査委託業務（環境省）を一部編集

図 2-4 漂着したペットボトルの製造国別割合

イ 陸域からの流出

陸域からの流出は主に河川経由と考えられ、河川敷等に不法投棄された家庭ごみや行楽ごみなどが雨や風によって河川に流出し、海洋に流れ出す。また、投棄していなくても、台風や近年続発する豪雨等による非意図的な流出も存在する（写真 2-1）。

全国の一級河川では、国土交通省により不法投棄の状況やごみの散乱状況をまとめた「ごみマップ」が作成されている。河川には家庭ごみだけでなく、タイヤや自動車部品等様々なごみが投棄されており、上流で投棄されたものが下流へ流出し、最終的に海にまで到達する。



写真 2-1 大雨等によるごみの流出の様子（兵庫県朝来市：平成21年台風 9 号）

ウ 海域での発生

海域が起因となる海岸漂着物等は、船からの投棄や漁具等の流出が考えられる。環境省による平成28年度漂着ごみ対策総合検討業務では、全国で海岸漂着物の調査を実施した結果、調査地点の全地点で最も多い重量で回収された人工物は漁具であった。

「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」でも海域で使用される漁具等のプラスチック製品が、ポイ捨て・不法投棄や非意図的に流出していると言及されており、災害時等非意図的に流出するものも含めた対策が求められる。

表 2-2 平成 28 年度漂着した人工物の構成一覧

項目	ペットボトル	発泡スチロール	プラスチック	食品容器	金属	ガラス	木材	その他人工物	漁具	ビニール袋・包装紙	合計
重量(kg)	77.0	65.4	323.9	4.9	19.6	25.7	575.9	249.8	580.8	4.7	1,927.6
容積(ℓ)	1,333	1,982	3,143	53	141	37	1,517	564	3,428	27	12,223
個数	1,181	121	707	203	200	139	363	213	1,062	19	4,208

出典：平成28年度漂着ごみ対策総合検討業務（環境省）

(3) 海岸漂着物の回収状況等

ア 海岸漂着物の回収量

平成26年度から平成30年度の5年間で行われた海岸漂着物等地域対策推進事業（環境省補助事業）における但馬沿岸での回収実績を表2-3に示す。平成26年度から平成30年度の海岸漂着物の回収実績は152.8～813.3トンであった。なお、台風や豪雨等の発生による影響もあるため、回収量は年度ごとに変動する。

また、令和元年度及び平成22年度に実施した海岸漂着物実態把握簡易基礎調査における調査結果から、日本海沿岸に漂着する海岸漂着物の量は、214.1トンと推計された。

表2-3 海岸漂着物等地域対策推進事業における各沿岸の回収実績
(平成26年度～平成30年度)

沿岸	日本海沿岸
平成26年度回収量 (t)	326.9
平成27年度回収量 (t)	156.3
平成28年度回収量 (t)	152.8
平成29年度回収量 (t)	813.3
平成30年度回収量 (t)	277.4

出典：海岸漂着物等地域対策事業報告書

表2-4 海岸漂着物実態把握簡易調査による海岸漂着物の推計値

沿岸	日本海沿岸
海岸漂着物の量 (t)	214.1

※ 漂着物の量は、令和元年度及び平成22年度に実施された実態把握簡易調査(目視調査)において海岸幅10mの漂着物の状況をごみ袋(20L)で把握し、海岸延長を掛けることで算出。漂着物の比重を0.17⁶として算出。

<海岸漂着物実態把握調査>

県は、県内の海岸に漂着する海岸漂着物の発生状況（種類、重量、容量、起源）を把握し、海岸漂着物等対策に必要な基礎情報を得ることを目的に、海岸漂着物実態把握調査を行った。

平成22年度に兵庫県内のすべての海岸を対象に簡易調査⁷を行い、一部の海岸を対象に詳細調査⁸を行っている。令和元年度は、追加した重点区域を含む4区域を対象に簡易調査を行った。

⁶ 出典：漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査総括検討会報告書（漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査総括検討会 平成21年3月）

⁷ 海岸漂着物実態把握簡易調査：調査地域の海岸における漂着物の現況を把握し、海岸漂着物等対策に必要な基礎情報を得ることを目的とし、各調査地点において、海岸漂着物を目視により推計・評価する。

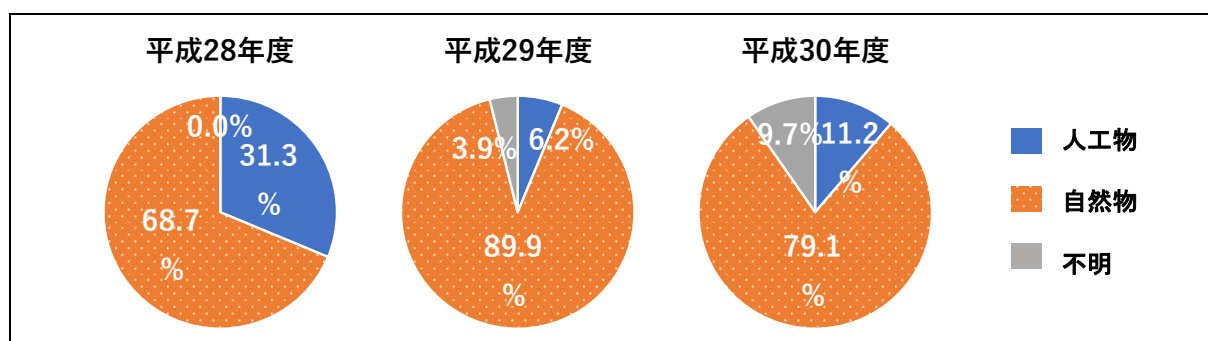
⁸ 海岸漂着物実態把握調査：海岸漂着物の顕著な海岸について発生状況を把握することを目的とし、海岸漂着物の発生状況について、漂着物の種類・組成、容量・重量、漂着範囲（海岸延長）を把握する。

表 2-5 令和元年度に実施した海岸漂着物実態把握簡易調査の対象海岸

	沿岸	No.	重点区域	市町	実態把握 簡易調査
日本海	但馬	1	津居山港海岸～田 久日漁港海岸	豊岡市	○
		2	香住漁港海岸	香美町	○
		3	諸寄漁港海岸～釜 屋漁港海岸	新温泉町	○
		4	釜屋漁港海岸～居 組漁港海岸		○

イ 海岸漂着物の組成

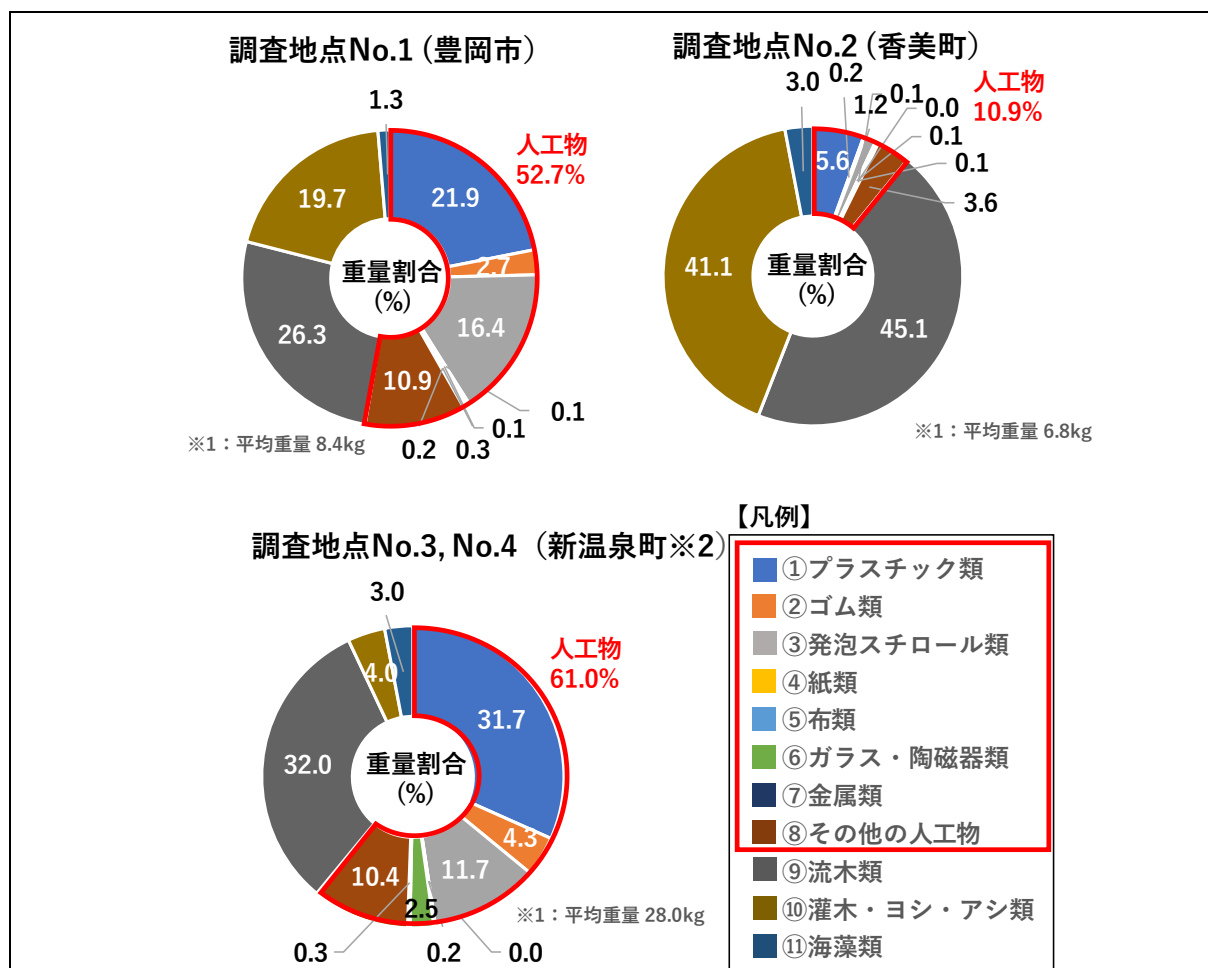
海岸漂着物等地域対策推進事業による但馬沿岸における平成28年度、平成29年度および平成30年度の海岸漂着物の回収実績はそれぞれ152.8トン、813.3トンおよび277.4トンであった。漂着物組成は図 2-6 の通りで、全体的に自然物が人工物よりも高い割合でみられた。



出典：海岸漂着物等地域対策事業報告書より作成

図 2-5 但馬沿岸における海岸漂着物の内訳（重量）

令和元年10月に実施した簡易調査結果によると、調査を実施した3市町において海岸漂着物の組成の違いが見られた。香美町の香住漁港海岸では、人工物よりも自然物が多かったのに対し、豊岡市の津居山港海岸～田久日漁港海岸および、新温泉町の諸寄漁港海岸～釜屋漁港海岸、釜屋漁港海岸～居組漁港海岸では自然物よりも人工物の割合が高かった。人工物は発泡スチロール製のブイなど大型のものや、ペットボトル、プラスチック破片、木材、自然物は流木、灌木類等が多かった。また、韓国及び中国由来の大型のペットボトルも確認された。



※1：海岸10m幅あたりの平均重量

※2：新温泉町の組成は、調査地点No. 3とNo. 4の平均値

図 2-6 海岸漂着物の組成（種類）による重量割合（豊岡市、香美町、新温泉町）

また、平成22年度に実施した詳細調査の結果によると、特に流域が広い河川の右岸側では、枯ヨシなどが多く漂着していた。

海岸漂着物の組成は、海水浴場等で日常の清掃が行われている海岸と、清掃が行われていない海岸では異なっていた。清掃が行われている海岸では、枯ヨシ、海藻等の自然物の占める割合が高い結果であった。一方、清掃が行われていない海岸では、ペットボトルやブイ等のプラスチック類及び魚箱や大型のフロート等の発泡スチロール類の占める割合が高かった。

清掃が行われていない海岸は、陸域から立ち入ることが困難な海岸である場合が多く、船による海上運搬になるため、清掃活動によって人工物のプラスチック、発泡スチロール類等小型の漂着物は回収されるが、流木等の大型の漂着物は回収されずに残置されている状態であった。

漂着した発泡スチロール類は、使用環境下での磨耗や紫外線による劣化を受け、破碎し、微細化しているものも多く、回収作業が困難となっている。

ウ 海岸漂着物の漂着傾向

国（県）内の漂着物だけでなく、中国や韓国等海外からも漂着する。海外からの漂着物には、ペットボトル、缶、ブイや魚網等の漁具、廃ポリタンク、注

射器や薬品びん等の医療系廃棄物などがある。これらの海岸漂着物は、特に冬季に、北西の季節風の影響を受けて多く漂着する。近年海外から廃ポリタンクの漂着が認められるようになり、ハングル表記のものが多数見られ、また塩酸等の強酸性物質が検出された例もあり、注意が必要である。

表 2-6 廃ポリタンク等の漂着状況（兵庫県での回収実績）

年度	廃ポリタンク	漁具（浮子）	電球類
平成28年度	158	150	—
平成29年度	150	44	—
平成30年度	21	—	25

出典：日本海沿岸地域等への廃ポリタンク、医療系廃棄物及び特定漁具の大量漂着（環境省）

エ 海岸漂着物の回収

海岸漂着物の回収については、「クリーン但馬10万人大作戦」や地域住民・民間団体等による「竹野海岸を美しくする会」、「香住海岸を美しくする会」、「新温泉町の海岸を美しくする会」等の清掃活動が活発に行われており、人々が利用する砂浜や港は清く保たれている箇所が多い。しかし、人が立ち入り難い海岸では、多くの漂着物が堆積している。

（４）海岸漂着物等の処理受入の状況

漂流ごみ等を含む海岸漂着物等の受入の状況について、令和元年度に県内の沿岸市町に照会を行った結果、以下のような状況となっている。

表 2-7 海岸漂着物等の処理受入の状況

区分	回答数	ボランティア清掃で回収した海岸漂着物の受け入れ	清掃ボランティアへの支援制度の有無	漁業者が操業中に回収した漂流ごみ・海底ごみの受け入れ
瀬戸内海沿岸自治体	15	13 (87%)	12 (80%)	3 (20%)
日本海沿岸自治体	3	3 (100%)	3 (100%)	2 (67%)

※ 照会に対して回答があったものを対象に集計。

日本海沿岸の自治体では、住民や民間団体のボランティア清掃で回収した海岸漂着物について、全ての自治体で受け入れを行っている。そのうち、清掃ボランティアへの支援制度についても全ての自治体のごみ袋配布などの支援制度を持っている。

なお、廃棄物の種類によっては受け入れを拒否する場合もあり、自治体の保有する処理施設での処理が困難なもの（タイヤ、大型のもの等）や家電リサイクル法の対象となるもの等があげられた。

一方、漁業者が操業中に回収した漂流ごみ等の受け入れについては、2自治体（67%）で受け入れを行っている（クリーンパーク北但で一部受け入れ）。

瀬戸内海側の沿岸市町を含め、漁業者が回収した漂流ごみ等の受け入れを行っていない理由として、以下のような意見があげられている。

- 産業廃棄物と一般廃棄物の区別が困難
- 処理に掛かる費用が年間でどの程度になるかが不明で、予算化が困難
- 市で処理できない漂流ごみ等があった場合の対応
- 大量のごみ等への対応
- 漂流ごみ等は塩分濃度が高いと思慮されることから、搬入車両や処理施設等への影響
- 有害・危険物が含まれていた場合、保管や回収に関するノウハウがない

（５）課題

ア 回収・処理に係る課題

- ・全体的に自然物が多く、台風や大雨後に漂着する大型の流木などは搬出に手間がかかり適正な回収・処理の障害となっている。
- ・人工物では、プラスチック類の占める割合が高く、ペットボトルやレジ袋などの生活系のごみや、漁網やフロート、ネットなどの事業活動に伴うごみが多い。
- ・塩分の付着や処理困難物（大型ごみや家電ごみ）など海岸漂着物等の種類によっては沿岸自治体において受入が困難なものがあり、産業廃棄物として処分を行う必要がある。
- ・漂流ごみ等については、法律に組み込まれたものの、海岸漂着物と異なり、港湾・漁港区域等の管理区域外の海域は処理主体が明確でないものもある。また、台風や大雨後の港湾や漁港では漂流ごみが溜まりやすく、漁業者が漁に出られないため、海岸管理者等が対応するよりも前に漁業者等が回収している場合がある。回収した民間団体等が処理をする場合は、処理費用面での負担が大きい。

イ 発生抑制に係る課題

- ・海岸漂着物等の多くは、陸域から河川等を通じて海域へ流出した生活系ごみであるため、内陸部からの影響が大きい⁹。
- ・河川や海域で災害等によって流失した事業系資材（農業や漁業などの活動に伴うもの）などに起因するものもある。
- ・プラスチック類は環境中で砕け、マイクロプラスチック化し、回収が困難になる。

ウ 普及啓発に係る課題

- ・内陸部においても地域の清掃活動や民間事業者の独自の取組が行われて来ているが、関係者以外の関心が低い状況である。

⁹ 「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」において、「我が国の国内に起因する海岸漂着物等には、陸域で生じた廃プラスチック類等の生活系ごみが多く含まれ、また、事業活動に利用され不要となった用具等が適正に処理されないために海岸に漂着しているものも散見される。」と指摘されている。

- ・ 県民全体が海岸漂着物等の現状及びその発生原因等を認識できるよう、広域的な情報の発信、環境学習・教育等による意識の向上並びに活動の促進が必要である。
- ・ 県や市町は、海岸漂着物等の状況や地域で取り組まれている対策、清掃活動などの情報を収集し、県民等への情報発信に努める必要がある。



写真 2-2 大雨後に漁港内に漂着・漂流する海岸漂着物等（兵庫県美方郡香美町）

3 海岸漂着物等対策の推進に関する基本的な考え方

兵庫県における海岸漂着物等対策を推進するための基本理念及び基本方針を以下に示す。

(1) 基本理念

海岸や海域が県民共有の財産として健康で文化的な生活の確保に重要な役割を果たしていることに鑑み、現在及び将来の県民が海岸等のもたらす恵みを楽しむことができるよう、良好な景観、生物の多様性、公衆衛生など、海岸等の総合的な環境について、その良好な状態の保全を基本としつつ、海岸漂着物等によって損なわれつつある環境を改善し、兵庫の美しい海を守る。

(2) 基本方針

上記の基本理念を踏まえて、海岸漂着物等対策における基本方針を以下に示す。

ア 海岸漂着物等の円滑な処理

海岸管理者等、県、市町は連携して海岸漂着物等の円滑な処理を図る。

イ 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

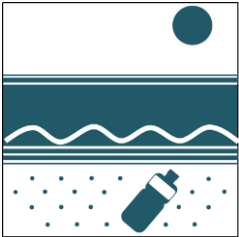
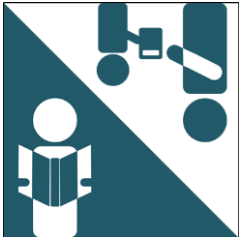
内陸地域と沿岸地域が一体となって3Rの推進などにより水域へのごみ等の流出防止を図るとともに、廃プラスチック類の排出抑制等に努めることでマイクロプラスチック化を防ぐなど効果的な発生抑制に努める。

ウ 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

海岸管理者等、国、県、市町、民間団体等、地域住民、事業者等の多様な主体が適切な役割分担の下で積極的に取組を進め、各主体が相互に情報を交換し、連携・協力する。

海岸漂着物等対策における基本方針の設定に伴い、各方針に基づくシンボルマークを以下の通り作成した。以後、地域計画策定にあたり、各施策がどの基本方針に該当するかに関連性を以下のシンボルマークで示すこととする。

表 3-1 海岸漂着物等対策に関するシンボルマーク

基本方針	説明	シンボルマーク
ア 海岸漂着物等の円滑な処理	海岸漂着物の処理	
	漂流ごみ等の処理	
イ 海岸漂着物等の効果的な発生抑制	普及啓発	
	流域対策	
ウ 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保	連携	

4 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域

(1) 選定方針及び基準

国の基本方針¹⁰に沿って、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（以下、「重点区域」という。）の選定基準は、次のとおりである。

なお、漂流ごみ等は、その量等について現段階で不明な点が多い。また、海流等による頻繁な移動が考えられ、限定しての対策が困難である。そのため、広域的な対策が必要であることから、海岸のように特定の指定は行わない。

(重点区域の選定基準)

以下の3つの選定基準を満足する海岸を重点区域とする。

- 海岸漂着物が集積している海岸
- 海岸の地形、海岸の景観、海岸の利用等、自然的・社会的条件において、保全が必要と認められる海岸（表4-1）
- 海岸管理者等、海岸を有する市町が、重点的に海岸漂着物の回収、処理を進める海岸

表4-1 自然的条件、社会的条件

項 目		選定基準
自然的条件	海岸の地形	・海流、潮流のぶつかる岬等に近接する海岸 ・複雑な形状の海岸 ・海洋へ開く地形（湾、入り江）にある海岸 ・砂浜やれき浜を形成する海岸
	海岸の景観	・「天然記念物」 ：文化財保護法（昭和25年5月制定） ・「国立・県立自然公園」 ：自然公園法（昭和32年6月制定） ・「日本の白砂青松100選」 ：（昭和62年選定、日本の松の緑を守る会） ・「日本の渚百選」 ：（平成8年発表、日本の渚・中央委員会） ・「快水浴場百選」：（平成18年選定、環境省） ・「兵庫県版レッドリスト2011」 （地形・地質・自然景観・生態系） に選定されている自然景観等を有する海岸
	海岸の生態系	・「第7回 自然環境保全基礎調査」 ：（平成24年、環境省） ・「環境省レッドリスト」（～2019、環境省） ・「兵庫県版レッドリスト2010」 （植物・植物群落） ・「兵庫県版レッドリスト2017」 （爬虫類） ・「兵庫県版レッドリスト2017」 （哺乳類その他） ・「兵庫県版レッドリスト2014」 （貝類・その他無脊椎動物） に選定されている生物群集、生物種、植物群落等を有する海岸

¹⁰ 重点区域の設定に際しては、海岸漂着物対策を重点的に推進する背景や目的を整理した上で、対策の推進に係る基本的な方針や課題解決の方向性等を明確にする。

社会的 条件	海岸の 利用状況	・ 海水浴場等のアメニティ施設 ・ 港や漁港の設備 ・ 「但馬沿岸海岸保全基本計画」 ：（平成29年、兵庫県） ・ 船舶の航行、観光、漁業	等、地域において 利用・活用されて いる海岸
-----------	-------------	--	------------------------------

（２）重点区域の選定

海岸管理者等や市町、民間団体等が参画する「日本海沿岸海岸漂着物対策推進協議会」での協議を踏まえて選定した。

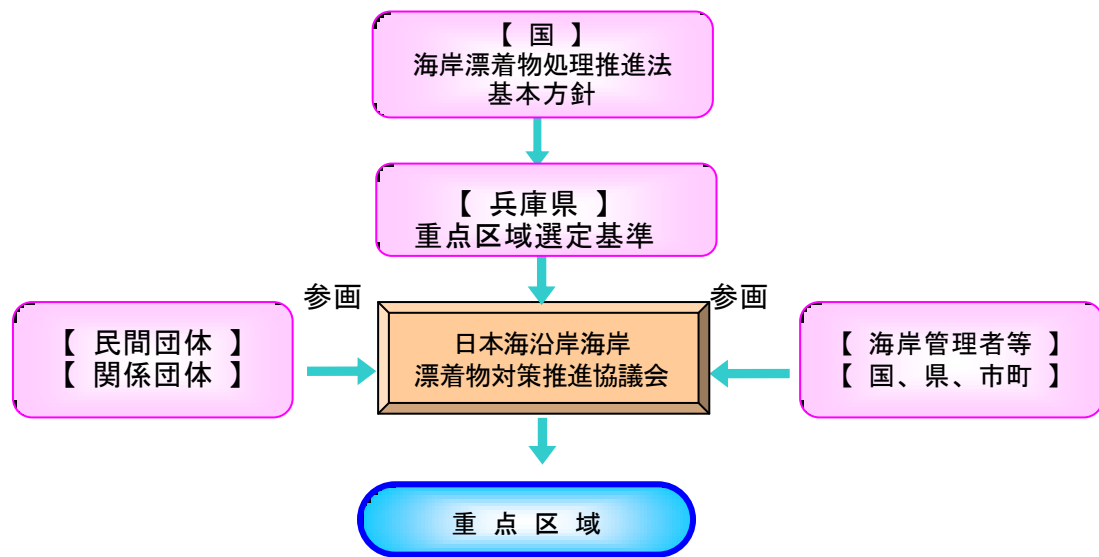


図 4-1 重点区域の選定フロー

(3) 重点区域の選定結果

選定基準に基づき、重点区域を表4-2のとおりとした。なお、今回の改定により、重点区域を2地点追加した。

重点区域は、豊岡市10箇所、香美町12箇所、新温泉町9箇所の計31箇所であり、重点区域延長105.0kmになる。これは、日本海沿岸における総延長の約68%にあたる(図4-2～4)。

表4-2 重点区域一覧(但馬沿岸) (1/2)

【但馬沿岸】(総延長153.8km)

	市町名	番号	海岸名	延長(km)	海岸管理者等
既存の 重点区域 (H22年度)	豊岡市	①	京都府境～田結漁港海岸(北)	5.1	県(港湾課)
		②	津居山港海岸	3.5	
		③	津居山港海岸～田久日漁港海岸	9.0	
		④	田久日漁港海岸～宇日漁港海岸	2.0	
		⑤	宇日漁港海岸～竹野海岸	2.2	
		⑥	竹野海岸	1.5	
		⑦	竹野港海岸(竹野)～竹野港海岸(西町)	1.0	
		⑧	竹野港海岸(西町)～切浜漁港海岸	3.0	
		⑨	切浜漁港海岸～須井漁港海岸	1.6	
		⑩	須井漁港海岸～香美町境	0.2	
	香美町	⑪	相谷漁港海岸	1.1	香美町
		⑫	相谷漁港海岸～安木海岸	5.5	県(港湾課)
		⑬	安木海岸	0.7	
		⑭	訓谷海岸	0.7	
		⑮	無南垣海岸	0.3	
		⑯	無南垣海岸～柴山港海岸	2.5	
		⑰	柴山港海岸	10.8	県(漁港課)
		⑱	香住漁港海岸	15.4	
		⑲	香住漁港海岸～鎧漁港海岸	6.7	県(港湾課)
		⑳	鎧漁港海岸	2.8	香美町
		㉑	鎧漁港海岸～余部漁港海岸	2.3	県(港湾課)
		㉒	余部漁港海岸	1.4	香美町
	新温泉町	㉓	三尾漁港海岸～香美町境	3.9	県(港湾課)
		㉔	三尾漁港海岸	1.5	新温泉町
		㉕	浜坂漁港海岸	6.1	県(漁港課)
		㉖	諸寄漁港海岸	3.6	
		㉗	釜屋漁港海岸	0.4	新温泉町
		㉘	居組漁港海岸	5.7	県(漁港課)
		㉙	居組漁港海岸～鳥取県境	2.4	県(港湾課)

表 4-2 重点区域一覧（但馬沿岸）（2 / 2）

	市町名	番号	海岸名	延長(km)	海岸管理者等
追加する 重点区域	新温泉町	1	諸寄漁港海岸～釜屋漁港海岸	1.6	県（港湾課）
		2	釜屋漁港海岸～居組漁港海岸	0.5	県（港湾課）
3 市町	3 市町	—	31 箇所	105.0	—

※ 海岸延長は、海岸統計資料（平成30年3月現在）を参照。

※ 前回の地域計画において選定した重点区域の番号は丸数字で示す。

※ 海岸延長は小数第1位で四捨五入しており、合計と合わない場合がある。

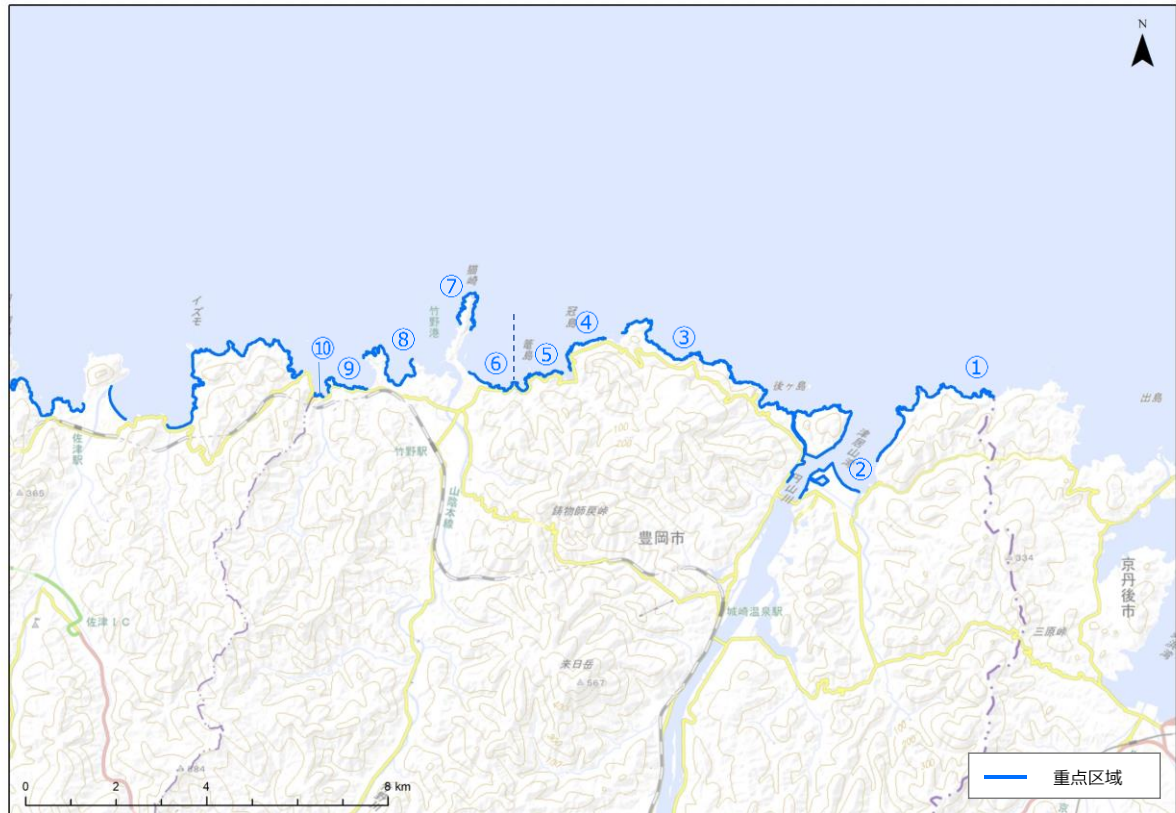


図 4-2 日本海沿岸（豊岡市）における重点区域の位置図

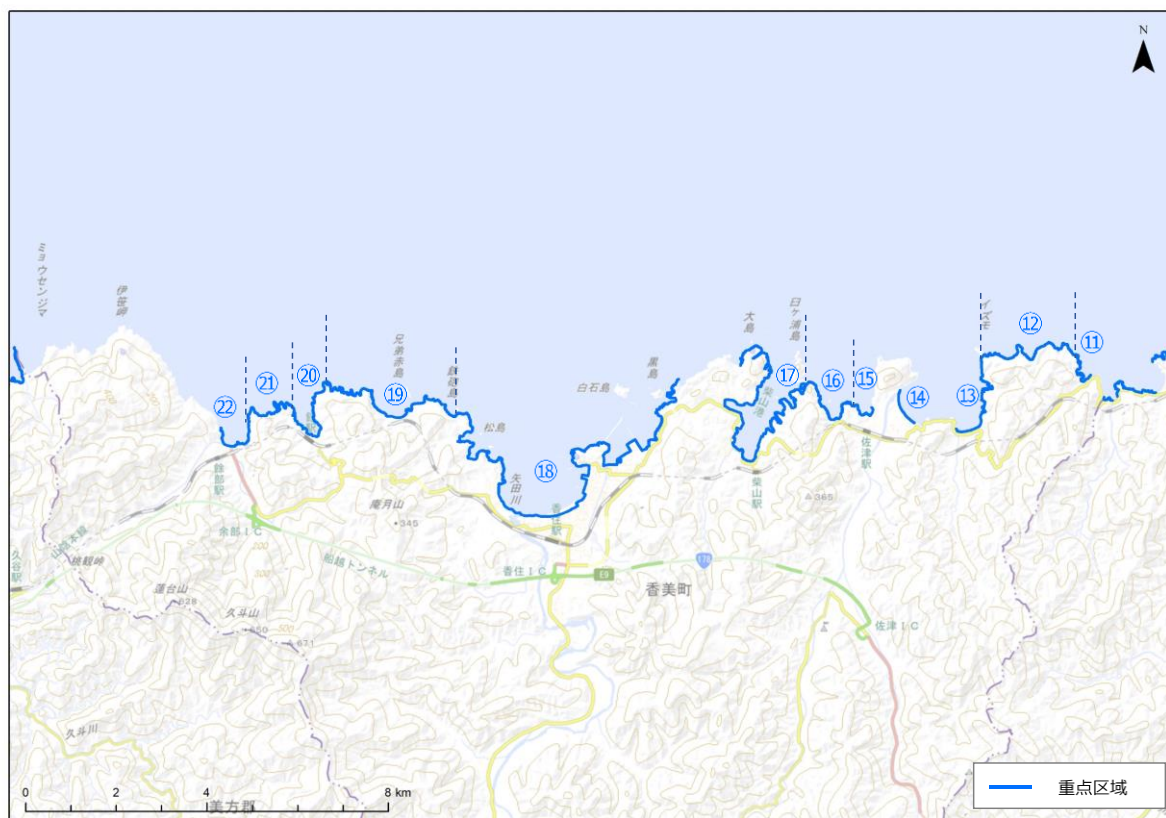


図 4-3 日本海沿岸（香美町）における重点区域の位置図

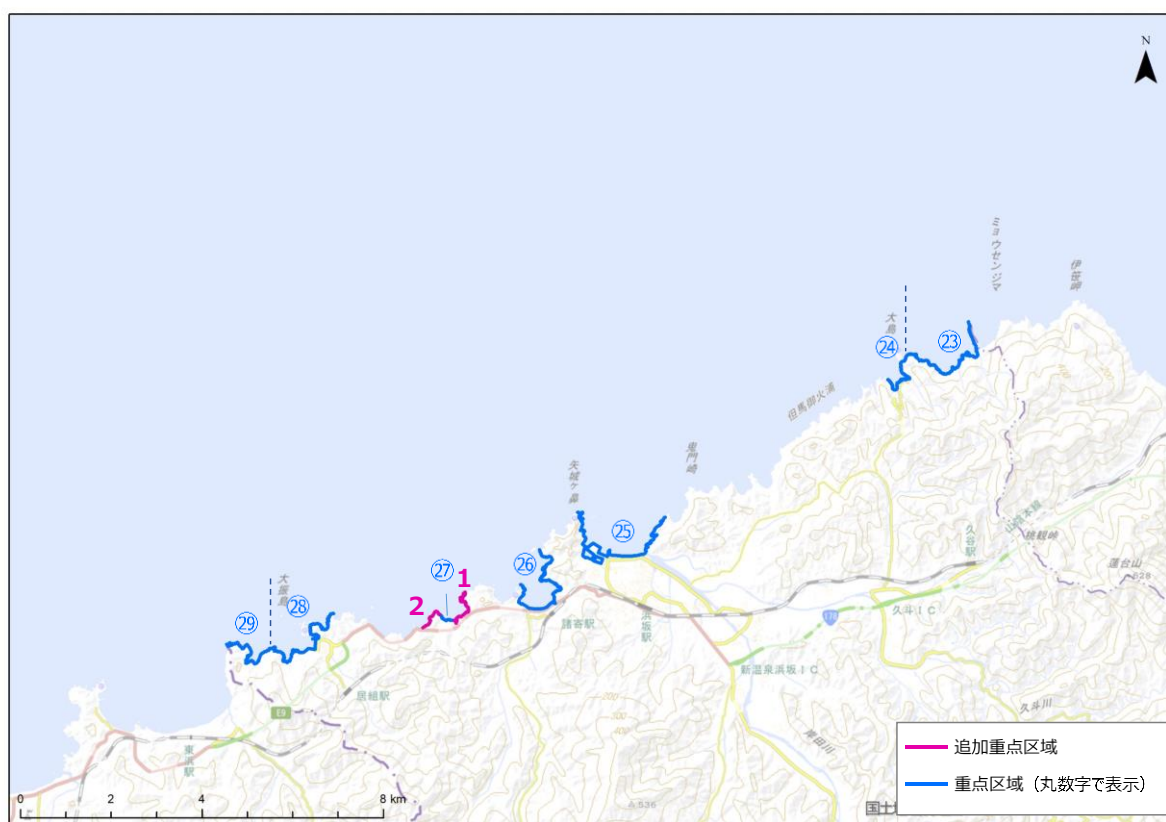


図 4-4 日本海沿岸（新温泉町）における重点区域の位置図

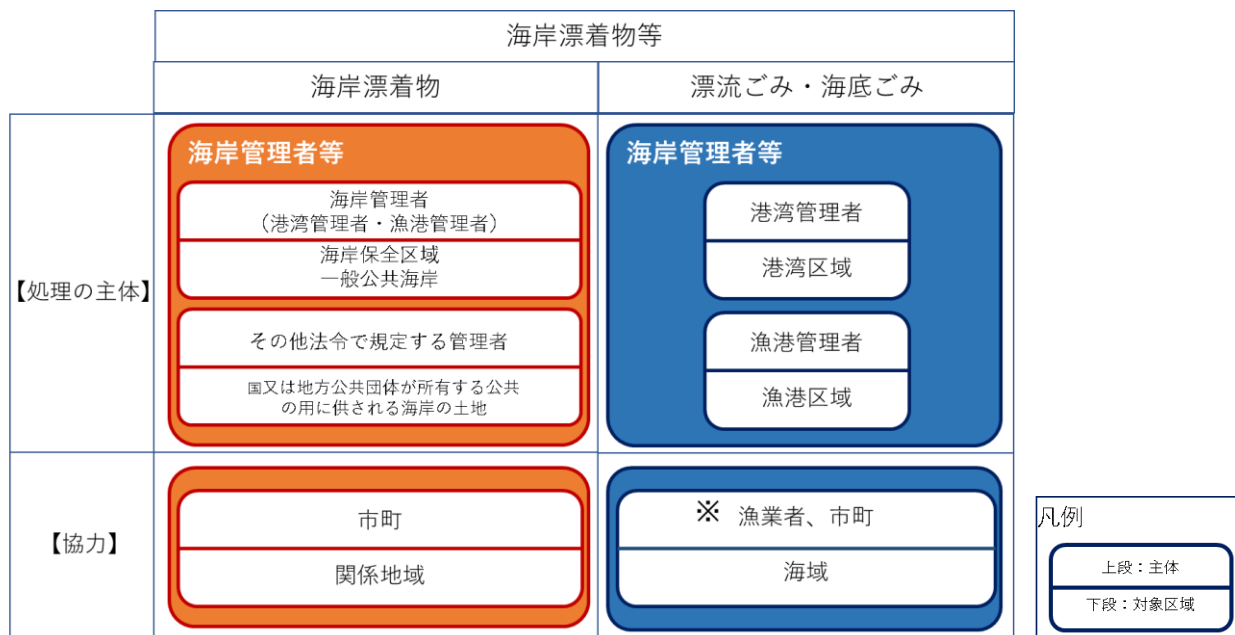


(1) 海岸漂着物等の処理に関する事項

海岸漂着物等の処理については、国の補助制度を積極的に活用し、処理を進める。

ア 処理主体

対象区域を各管理者等が主体となって実施し、関係する各主体が円滑な処理に向けて協力する。



※ 「6 漂流ごみ・海底ごみ対策」で別記

図 5-1 海岸漂着物等の処理主体

イ 処理時期

海岸管理者等は、海岸の地形、降雨や風向きなどの気象等の条件や景観、海開きや潮干狩りの開始時期などの海岸の利用、漁業等経済活動等の状況及び海岸漂着物等の量及び質の程度を勘案し、関係市町、民間団体等の意見を参考に、海岸漂着物等の処理の実施時期及び頻度を設定する。

ウ 処理方法

海岸漂着物等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づいて適正に収集・運搬、処分を行う。

(ア) 回収・搬出

海岸管理者等は

- ・処理を行う海岸漂着物等の量や質、海岸の特性(海岸の基質、自然環境、アクセス方法)から利用可能な回収・搬出方法(人力、重機、車両、船舶)を検討し、具体的な回収・搬出方法及び使用用具を選定する。

- ・海岸の基質（干潟・泥浜海岸、砂浜海岸、れき浜海岸、磯海岸、港湾・埋立等の人工海岸）や海岸生態系へ与える影響を考慮し、回収・搬出に利用できる重機等を検討する。
- ・事業を実施する際は地域の関係者等と事前に連絡調整のうえ、最適な方法を選択する。
- ・海岸漂着物等を回収する段階において、市町のごみの排出ルールに沿って分別を行い、円滑に処理できるように努める。
- ・船舶を利用する際には、漁業関係者との連絡調整を事前に行う。

（イ）収集・運搬

海岸管理者等は

- ・回収する海岸漂着物等の量及び質の概要を把握し、回収後の海岸漂着物等の処理（収集・運搬、処分方法、処理施設の確保等）について、関係機関と事前に調整する。
- ・海岸漂着物等には多量の塩分が付着しているのではないかと懸念から処理施設での受入が制限される場合もあることから、処分先の市町や民間の処理施設の受け入れ条件について考慮する。
- ・通常の廃棄物等と同様に、兵庫県廃棄物処理計画で推進する３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）に基づき、可能な限り再利用やリサイクルが優先されるように配慮する。

（ウ）処分

海岸管理者等は、回収した海岸漂着物等について、廃棄物処理法の規定に基づき適正に処理・処分を行う。

市町は、海岸漂着物等の処理に関して海岸管理者等に協力するとともに、回収された海岸漂着物等のうち、市町のごみ処理施設の処理能力の範囲内で処理可能なものは、受け入れて処分する。

市町で処理できない海岸漂着物等は、海岸管理者等、市町及び関係者で協議し、適切に処理を行う。

（エ）安全に関する配慮

海岸管理者等は、地域住民やボランティア団体等が海岸漂着物等を回収する際は安全に実施できるよう必要な情報の提供、危険物の管理などに関する知識の普及や助言等を行い、安全性の確保に努める。

エ その他

（ア）海岸漂着物等の処理に関する要請

海岸漂着物等が存することに起因して地域住民の生活や漁業等の経済活動に支障が生じていると認めるとき、市町は、当該海岸管理者等に対し、海岸漂着物等の処理を行うよう要請する。

海岸管理者等は、市町からの海岸漂着物等の処理要請があり、必要があると判断する場合には、海岸漂着物等の処理を行う。

県は、海岸管理者等の要請などにより、近隣府県の協力を必要とする場合には、近隣府県との調整に努める。

(イ) 陸域からの立ち入りが困難な海岸等における対策

海岸管理者等は、陸域からの立ち入りが困難な海岸等では、海岸清掃活動の範囲が限られており、回収した海岸漂着物等を海上運搬する必要性があるなどの問題を考慮し、回収に必要な体制や収集・運搬、処分費用等の予算確保を行う。

(ウ) 自然環境保全

海岸管理者等は、貴重な動植物の生息が確認されている箇所において海岸漂着物等の処理を行う場合は、生物保護の観点から、現場での作業経験や、海岸の生態系について専門家の意見をもとに、海岸漂着物等の処理作業（回収・搬出、収集・運搬）を実施する。

(エ) 情報の共有と連携

海岸管理者等、県及び市町は、各地域における海岸漂着物等の発生状況ならびに自然的・社会的条件等に係る情報を収集、整理し、海岸漂着物等の処理が円滑になされるよう情報を共有する。

また、民間団体や地域住民は、大量の海岸漂着物等を確認した場合、海岸管理者等、県、市町に連絡するなどし、速やかに海岸漂着物等の回収・処理作業に着手できるよう情報を提供する。

(オ) 大量の海岸漂着物等への対応

大量の海岸漂着物等が確認され、当該区域の市町のみでは対応できない場合には、海岸管理者等は、他地域の市町で処分を行えるように、県へ調整を依頼する。

県は、当該海岸漂着物等の処理を適切に実施するため、近隣市町をはじめ県下市町との調整を行う。

参考 海岸漂着物等の処理に係る補助事業一覧

名称	内容	管轄	利用者
1 海岸漂着物等地域対策推進事業	海岸漂着物処理推進法に基づき、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施	環境省	海岸管理者等、県、市町等
2 水産多面的機能発揮対策交付金	漁業者等が行う水産業・漁村のもつ多面的機能発揮に資する活動に対しての補助制度。漂着・漂流ごみ対策の他にも河川環境の保全についても支援	水産庁	漁業者、地域住民、学校、NPO等
3 循環型社会形成推進交付金	市町村が海岸漂着物等を含む廃棄物の処理を行うために必要な廃棄物処理施設の整備について支援（平成22年度からメニューに海岸漂着物等に係る除塩施設、破碎切断施設等の処理施設を追加）	環境省	市町等（一部事務組合、広域連合）

4 災害等廃棄物処理事業費補助金	海岸に大量に漂着したごみの処理を市町村等が行う場合の当該処理に要する経費の補助	環境省	市町村等
5 災害関連緊急大規模漂着流木等処理事業	洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びごみ等並びに外国から海岸に漂着したものと思われる流木及びごみ等が異常に堆積し、これを放置することにより海岸保全施設の機能を阻害する場合に、海岸管理者等が緊急的に実施する流木及びごみ等の処理に対し支援	国交省、農水省	海岸管理者である地方公共団体（港務局含む）
6 漁場復旧対策支援事業	震災により相当量のがれきが海中に流出し、漁場に大きな被害が発生した、専門業者が行う漁場のがれき撤去、底曳き網漁船等による広域的ながれき撤去の取組や操業中に回収したがれきの処理等を支援	水産庁	県

「海岸漂着物等地域対策推進事業」の概要

【背景・目的】日本の海岸には毎年、多くのごみが漂着している。海洋ごみは、国内外を問わず様々な地域由来のものが混在しており、自ら発生抑制対策を行ったとしても問題解決につながらない状況にあることから、国が補助金による支援を実施し海洋ごみ対策を進める。

【事業概要】

海岸漂着物処理推進法第29条に基づき、都道府県や市町村等が実施する、
 ✓ 海洋ごみの回収・処理
 ✓ 発生抑制対策 等
 に関する事業に対し、補助金による支援を実施する。

【補助率】

補助率は、地域の実情に合わせ、離島や過疎、半島地域等において高上げを実施する。
 ○回収・処理事業、発生抑制対策事業
 ・・・・補助率 9/10～7/10

漁業者等が行うボランティアにより回収された海底・漂流ごみの処理を行う場合、10百万円を上限とする補助
 ・・・・補助率10/10

【事業スキーム】

都道府県に対して補助金を一括交付する。市町村事業への補助は都道府県を通じた間接補助事業となる。

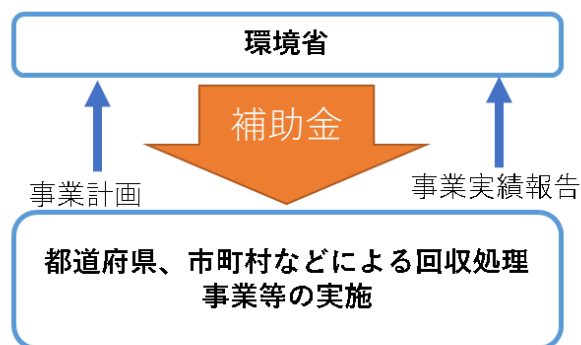


図 5-2 海岸漂着物等地域対策推進事業の概要

「水産多面的機能発揮対策交付金」の概要

【目的】環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援

【支援メニュー】

①環境・生態系保全

ア 水域の保全

- ・藻場の保全
- ・サンゴ礁の保全
- ・種苗法流 等

イ 水辺の保全

- ・干潟の保全
- ・ヨシ帯の保全
- ・漂流漂着物処理
- ・内水面の生態系の保全維持 等

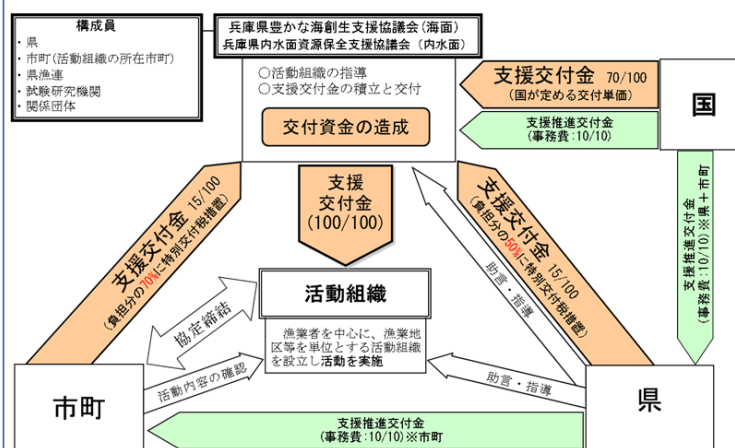
②海の安全確保

- ・国境・水域の監視
- ・海の監視ネットワーク強化
- ・海難救助 等

※多面的機能の理解・増進を図る取組（教育・学習）

漁村文化については、上記①、②の活動に合わせて実施する場合に支援

【補助率・事業の仕組み】



【兵庫県での実績】

「兵庫県豊かな海創生支援協議会」「兵庫県内水面資源保全支援協議会」が地域協議会となり、①環境・生態系保全、②海の安全確保に係る活動を29市町、50活動組織で活動している。

図5-3 水産多面的機能発揮対策交付金の概要

(2) 海岸漂着物等の発生抑制に関する事項

海岸漂着物等には、市街地を始め、森林、農地などの内陸部から河川その他の公共の水域を経由する等して海域に流出又は飛散するものが含まれる。これらの海岸漂着物等の中には、廃プラスチック類等の生活系ごみ等のほかに、流木等の自然由来のものもある。海岸を有する地域のみならず陸域を含めたすべての地域において、海岸漂着物等の効果的な発生抑制を図ることが必要である。

ア 流域圏を含んだ広域的な発生抑制対策

県は、兵庫県環境適合型社会づくり推進会議、地域別循環型社会づくり推進会議、関西広域連合等の枠組みを通じて、県内市町、近隣府県、国、民間団体等と協働で、『流域でのごみ分布状況調査・発生源調査による実態把握と情報共有』、『清掃活動等を通じた上流域と下流域の交流』、『流域の関係者（地域住民、環境活動団体、農林水産業者、民間企業、行政）が集まる機会を通じた意見交換』、『流域が一丸となった環境キャンペーンの実施』、『県民一人ひとりの地球環境問題に対する正しい理解と、幅広い主体の連携による環境行動を呼びかける地球と共生・環境の集いの開催』、『環境月間の取組の広報』を推進することで総合的な海岸漂着物等対策を実施していく。

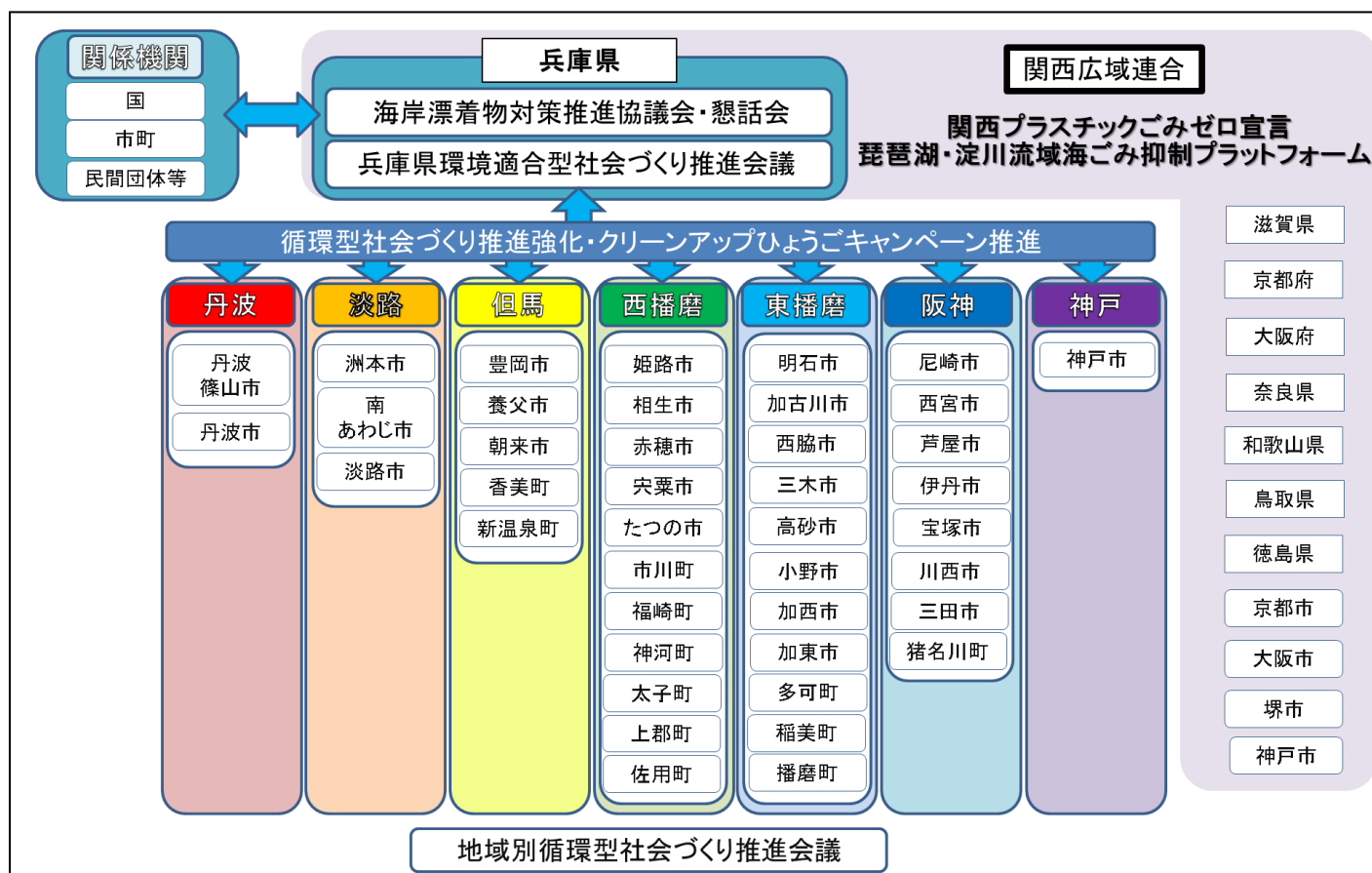


図 5-4 県内市町並びに近隣府県との連携

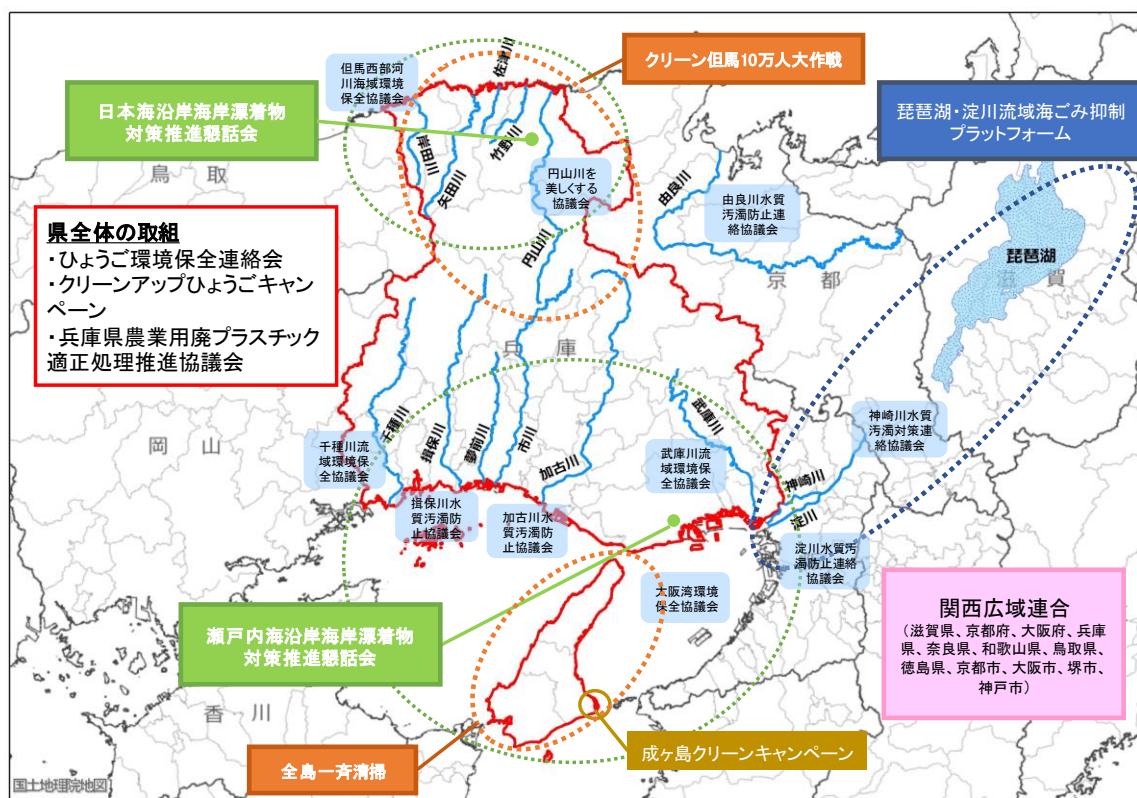


図 5-5 兵庫県における広域的な海岸漂着物等の発生抑制対策（一部）

(ア) 流域でのごみ分布状況調査・発生源調査による実態把握と情報共有

発生源特定にも繋がるごみ分布状況調査等を行い、その結果を公表すること、地域住民への啓発及び自主的な環境美化対策に繋げる。

県では、既に作成されているごみマップ（国交省作成）及び「ごみマップ」アプリ（NPO法人保津川プロジェクト）の活用を県民等に促進し、ごみ分布状況に係る情報の共有化を図る。

(イ) 清掃活動等を通じた上流域と下流域の交流

「クリーンアップひょうごキャンペーン」や「クリーン但馬10万人大作戦」等のクリーン作戦では、複数の団体が広範囲で活動を行うとともに、地域全体での一斉清掃を実施している。

自分の生活圏以外での清掃活動や他地域との情報交換は、自らの普段の生活様式の見直しに繋がることから、県では広域で連携した清掃活動等を支援し、参加を促していく。

<クリーンアップひょうごキャンペーン>

コラム

阪神・淡路大震災（平成7年1月）の影響でごみの散乱が目立つ街並みに、潤いと安らぎのある美しい街並みを創り出すために、平成8年7月、県民、NPO、事業者、行政が一体となって被災地に展開したのが始まりである。平成9年度からは、5月30日（ごみゼロの日）～6月（環境月間）、7月（海・山の観光シーズン）末まで拡大し、県内全域で「環境美化活動」や「普及・啓発活動」を展開している。平成30年度の参加人数は述べ63万人、協力団体は83団体（民間企業、NPO、学校関係者、行政等）、ごみ回収量は約6,594トンと、その取り組みは年々広がってきている。

(ウ) 流域関係者（地域住民、環境活動団体、農林水産業者、民間企業、行政）が集まる機会を通じた意見交換

生活環境の保全等を目的として、環境保全に関する様々な事業を行っている「ひょうご環境保全連絡会」では、環境セミナーの開催や、地域団体等への助成を実施し、活動を促進している。また、「河川流域協議会」では不法投棄防止等の河川愛護の普及啓発活動、ポスターコンクールや海岸漂着物等の調査を実施している。

県では、各主体が実施しているこれら協議会等と連携を図り、流域での取り組みを含め、海岸漂着物等にかかる情報等を海岸漂着物等対策推進協議会・懇話会等で積極的に情報を発信することで、県全体の意識啓発を行う。

(エ) 流域が一丸となった環境キャンペーンの実施

関西広域連合では、マイボトルやマイバッグの持参運動を展開し、関西全体を巻き込んだプラスチックをはじめとするごみ減量化、循環型社会づくりに取り組んでいる。

本県も構成府県として、環境キャンペーンをホームページ等により広報を行い、県内での参加を呼びかけていく。

イ 3Rの推進

県は、兵庫県廃棄物処理計画に基づき、より一層の3Rを推進していくとともに、廃棄物の排出の抑制と適正な処理を確保し、持続可能な循環型社会の実現を図る。

ウ 海ごみの原因となるプラスチックの使用抑制

県民は、「マイバッグ運動」や「マイボトル運動」を通じて、レジ袋やペットボトルの使用抑制を行い、不要なワンウェイプラスチックを選択しないなどプラスチックごみを出さないライフスタイルを目指す。

県は、レジ袋削減について事業者や消費者と連携して削減状況を把握・公表し、進捗状況を管理する。

また、関西広域連合が作成しているマイボトルスポットMAPの活用など、様々なツールを通じて県民に使用抑制策を啓発する。

エ 海岸漂着物等の実態の把握

海岸管理者等は、海岸漂着物等の回収・処理作業を実施した際に、量・組成等の把握を行い、海岸漂着物等の発生抑制対策につなげる。

県や市町は、海岸漂着物等の発生状況や発生源を把握するため、海岸や河川等において必要な調査を行うよう努める。

オ 適正処理等の推進

県民は、ごみの排出抑制や減量化に努めるとともに、リサイクルの推進のためのマナーを守った分別収集への協力など環境に配慮したライフスタイルへの転換に努める。

事業者は、事業活動に伴って生じる廃棄物の減量化や適正処理を行うことなどにより、海岸漂着物等の発生抑制に努める。

カ 不法投棄の防止

県及び市町は、生活系の廃棄物、事業系の廃棄物等の不法投棄を防止するため、不法投棄監視パトロールの実施や、反復・継続して不法投棄される地点への監視カメラ設置の検討等ごみを投棄しにくい環境づくりに努める。

キ ポイ捨て防止

県では、「環境の保全と創造に関する条例」でごみの投棄の禁止を規定するとともに、市町においても、ポイ捨て防止条例を策定している。引き続き、市町、事業者及び地域住民が一体となってごみの散乱、ポイ捨て等の防止を努めることにより、環境美化の促進を図る。

ク 水域等への飛散・流出の防止

県、市町、県民、事業者は、ごみ等が台風などの強風・大雨によって、海や河川に流出しないように、自身が管理・占有する土地・資産を適切に管理し、

ごみ集積所などでは、飛散防止ネットを設置する。また、イベント開催や露店の営業など一時的な事業活動を行う者に対しても、その土地の管理者等はごみ等の適正な処理を要請するなど、水域等への流出防止に努める。

河川管理者は、河川管理をする上で管理区域内のごみ等の回収・処理を行っているが、引き続き、地元市町や地域住民等の協力を得て、河川清掃を行い、海域に流入するごみの削減に努める。

ケ 災害に強い森づくり等の推進

県は、「県民緑税」を活用し、間伐木を利用した土留工の設置、溪流の倒木の除去や災害緩衝林の造成、簡易流木止め施設の設置など、流木が発生しにくい災害に強い森づくりに取り組む。

また、森林の維持造成や治山施設の整備により、森林の持つ公益的機能、とりわけ、県土を保全する土砂災害防止、土壌保全や水源かん養等の防災機能の向上を図ることで、災害等による流木の発生防止対策を実施する。

コ クリーン活動への参加

県民は海岸のみならず、内陸部のクリーン活動にも積極的に参加するとともに、身近な環境の清掃に努める。

県は、県管理区域における清掃について、「ひょうごアドプト」によるボランティア活動の支援を行う。

また、市町によってはボランティアで回収したごみの処理費用減免等の支援や受入条件、運搬車両の調整もあることから、清掃活動を行う者は、実施前に事前に相談することが望ましい。

＜ひょうごアドプト等によるボランティア活動の支援＞

コラム

県が管理する河川、道路、砂防施設、港湾、海岸等（活動区域）において、ボランティア等（清掃美化活動）を行う際に、県が用具（看板の設置、ボランティア保険への加入、活動に必要な用品（軍手・ごみ袋等））の提供等を行い支援する制度を設けている。

（３）普及啓発、環境学習・教育又は消費者教育に関する施策

ア 普及啓発

（ア）県民への清掃活動参加の呼びかけ

海岸管理者等、県、市町は、海岸清掃活動予定・実施報告、海岸状況等の情報について、積極的に県民に提供し、清掃活動への参加を呼びかける。

海岸管理者等、県、市町は、海岸一斉清掃を推進し、県民全体が一丸となり一人ひとりが当事者意識をもって海岸漂着物等の対策に取り組むよう意識の高揚を図る。

また、民間団体は自身が実施する清掃活動の参加の呼びかけや活動を発信するとともに、地域住民は自治会単位で実施する清掃活動への参加を呼びかける。

(イ) マナー向上

海岸管理者等、県、市町、事業者は、釣りや海洋性レクリエーション等のイベントに関連し、海岸漂着物等の問題やマナーの啓発を行い、海を利用する者の責任や自覚とモラルの向上を図るよう努める。

(ウ) ポイ捨て防止

海岸管理者等、県、市町は、クリーンアップキャンペーン等の機会に海岸利用者等にポイ捨て防止の啓発を行い、きれいな海岸づくりへの協力を呼びかけるとともに、重点区域においては、看板等の設置を行い、ポイ捨ての防止を図る。

(エ) 関連企業への清掃活動参加の呼びかけ

海岸管理者等、県、市町は、地元企業やマリンレジャー関連企業等に対し、CSR¹¹やSDGs¹²への取組として海岸清掃活動への参加を促す。また事業者は企業広告に海岸環境保全を呼びかけるメッセージを記すなど地域住民の行動を促す活動の実施に努める。

<コープこうべの取組>

コラム

コープこうべでは、1992年に「コープこうべ環境基金」を設立し、河川や海岸などの自然環境保護活動及び自然環境保全のための啓発活動に対する助成を継続的に実施。近年ではプラスチックごみ削減を目的とした講演会や海岸・河川清掃活動の開催・支援を行っている。

イ 環境学習・教育の推進

県、市町は、海岸漂着物等の発生要因を正しく認識し、県民一人ひとりが海岸漂着物等の問題についての理解を深め、環境保全に対する意識の醸成が図られるよう、海岸の環境保全などに関する環境学習・教育の推進に努める。また、先進的で優れた取組については、環境フォーラム等での発表を行い、共有するとともに各学校での導入を推進するなど、教育関係者等と連携した取り組みを推進していく。

表 5-1 兵庫県内で行われている環境学習・教育（一部）

団体・事業名	内容
NPO法人たじま海の学校	自然学校等の校外学習や漂着物調査等の環境学習を通し、海洋環境の保護を実施。沿岸市町の小学生のみならず、内陸部の小学生も参加しており、海岸漂着物等に関して子どもたち自身に考察させている。

¹¹ Corporate Social Responsibility（企業の社会的責任）：企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方。

¹² Sustainable Development Goals（持続的開発目標）：2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。

	「海そうじプロジェクト」では、海岸清掃に合わせて海岸漂着物の調査することで、市民のごみを減らす活動に繋げている。
中高生を対象とした「海ごみ環境学習」	県内の中高校生を募集し、海ごみに関する環境学習および海岸清掃活動を実施する。瀬戸内海側と日本海側の学生が普段とは異なる視点で海岸漂着物等の回収活動を共に行うことで、交流を図りながら海岸漂着物等の問題に向き合う。
海辺の漂着物調査 (但馬西部河川海 域環境保全協議会)	日本海沿岸地域(豊岡市、香美町、新温泉町)の小学校の児童が、海岸に漂着した物(廃プラスチック、ガラス、缶等)を分類して、その個数や重さ等を調査し、漂着物が海の環境に与える影響等を調査指導員とともに学習する。

＜環境教育実践発表大会での表彰校の取組み＞

コラム

環境教育の一層の推進を図るため、環境保全活動など実践的教育を積極的に推進する活動において、特色ある優れた実践を行っている学校を『グリーンスクール』として表彰し、環境への意識の高揚を図る。

香美町立余部小学校：「余部の自然について学び、大切に守っていこう！」

1・2年生では本校・分校のまわりの自然観察を通して、実りの秋を体感し、自然の恵みに感謝する心を育てている。

3・4年生ではフィールドを水辺に移し、ワカメ刈り体験や水生生物調査から、海と川の関係性を知り、美しい川、豊かな海を守っていこうとする態度を育成している。

5・6年生では「アセビ谷甕穴(おうけつ)群」や「平家カブラ」等、地域の自然の魅力をボランティアガイドとして観光客に紹介する活動を行うなど、発達段階に応じた体験活動を通して、学校全体として自然を大切にしようとする態度を育む取組を展開している。

姫路市立坊勢中学校：「自分たちで守ろう！ふるさと坊勢の自然と環境」

「自然豊かなふるさと坊勢」を次世代に残そうという気運が高まり、全校生徒、保護者で鳥ヶ内浜海水浴場及び周辺の清掃活動に取り組んでいる。この活動を通して、美しい景観を保つことの大切さを学び、ふるさとを大切にしていこうとする思いがさらに強まっている。今後、現在世界的な環境問題となっている「海洋プラスチック」と漁獲量との関係について学習に取り組むなど、坊瀬の漁業への貢献につなげていこうとしている。

出典：第16回環境教育実践発表会表彰校の取組より抜粋

ウ 消費者教育(倫理的消費(エシカル消費)等の推進)

県は、「兵庫県消費者教育推進計画」に基づき、倫理的消費(エシカル消費)の普及に向けた消費者教育を推進する。

県民は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(以下「グリーン購入法」)の趣旨に基づき、環境配慮型製品等(環境負荷低減に資する製品・サービス)の購入に努めるなど、消費者として日常生活を通じて社会的課題の解決に貢献する。



漂流ごみ等は、海洋環境に影響を及ぼすとともに、船舶の航行の障害や漁場環境の支障にもなっている。平成30年6月に改正された「海岸漂着物処理推進法」により、漂流ごみ等が新たに法の対象となり、国及び地方自治体は漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努めることが規定された。

また、環境省は「漂流ごみ等の処理体制の構築等について」（令和元年6月4日）において、「①県においては、管内市町及び漁業関係団体等と連携し、回収された漂流ごみ等の処理体制の構築」、「②市町においては、市町処理施設の活用も含めた漂流ごみ等の処理」について、積極的に検討するよう通知するとともに、水産庁は「漂流ごみ等の回収・処理の推進等について」（令和元年6月4日）において、「①処理体制の構築に当たっては、漁業関係者の積極的な協力・貢献」、「②都道府県及び市町村による漂流ごみ等の受入・処理場見湯を踏まえ、入網ごみの回収・持ち帰りの奨励」について通知されている。

漂流ごみ等については港湾・漁港区域等の管理区域外の海域は処理主体が明確でないものもあることから、処理を推進するためには各主体（海岸管理者等（港湾管理者・漁港管理者、土地管理者）、県、市町、漁業者）の役割分担など、処理体制の構築が必要である。

（１）漂流ごみ・海底ごみ処理の取組

漂流ごみ等の処理に関し、各主体の役割分担、回収される漂流ごみ等の傾向、回収量・処理費用を把握し、処理体制の構築を目的として、市（洲本市）と漁業者（五色町漁業協同組合：主に底引き網漁）との連携により、平成30年度に漂流ごみ等の回収モデル事業（海岸漂着物等地域対策推進事業）を実施した。

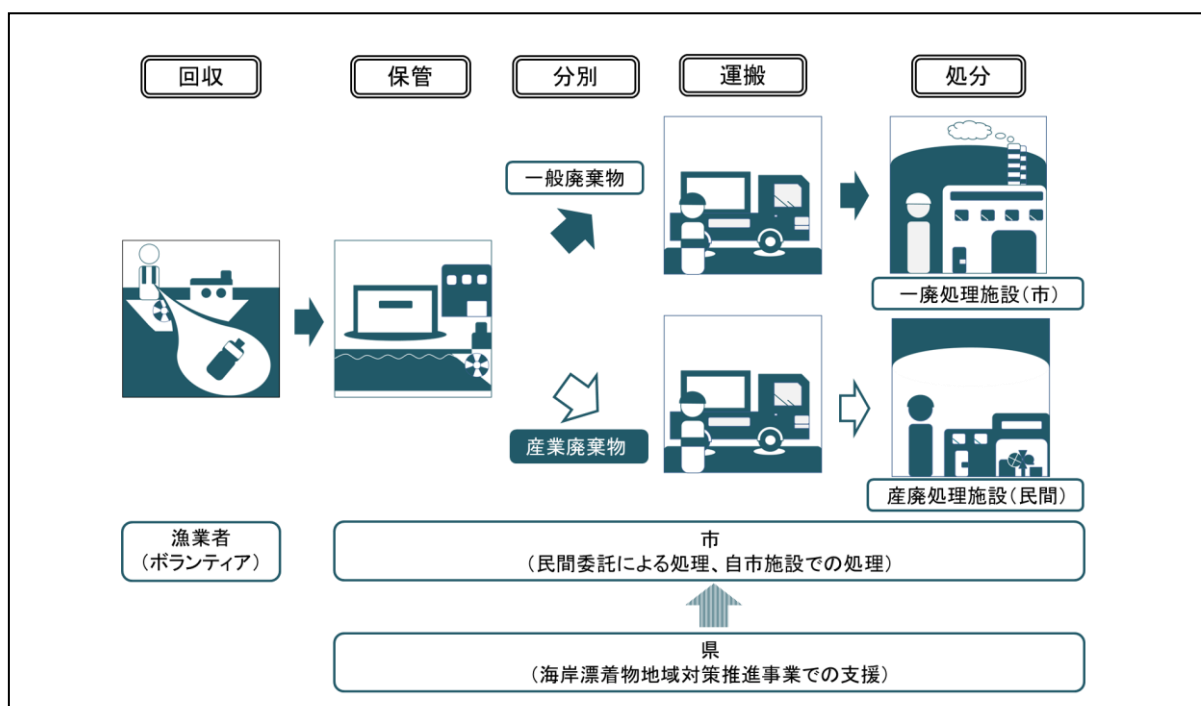


図 6-1 操業中に入網した漂流ごみ等の回収・処理するモデル事業スキーム※

※ 操業を伴わずボランティアで回収された漂流ごみ等は一般廃棄物

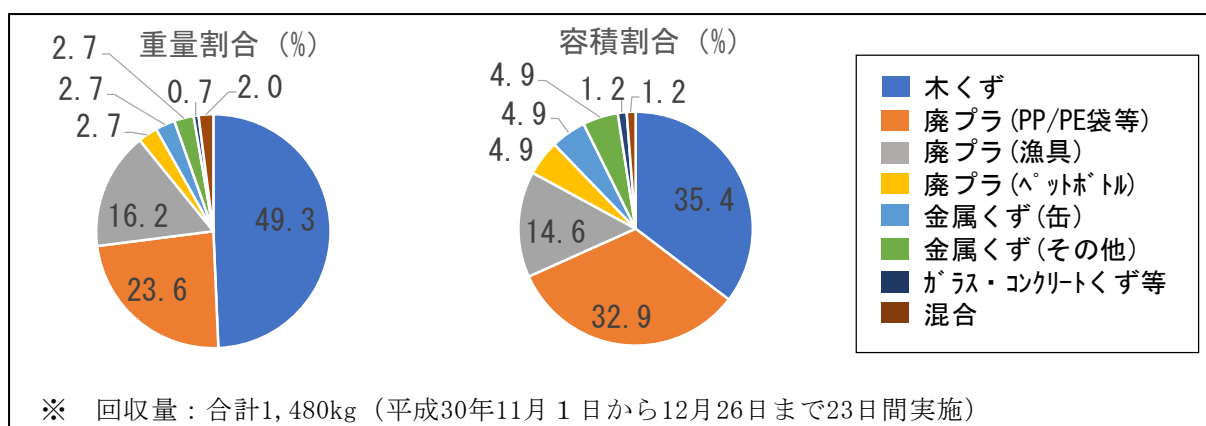


図 6-2 回収された漂流・海底ごみの組成割合

(2) 県の取組方針

漁業者が操業時に回収した漂流ごみ等について、環境省の「海岸漂着物等地域対策推進事業」、水産庁の「水産多面的機能発揮対策」による補助金の活用及び市町の処理施設等を活用した処理など、モデル事業を参考にしつつ、地域の実情に応じた処理体制を構築して展開を図る。

ア 回収体制の構築

モデル事業では、『漁業者：操業中に漂流ごみ等をボランティアで回収』、『市：漂流ごみ等の処理（民間委託含む）』、『県：補助金による処理費用の支援』といった役割分担で実施した。

海岸管理者等、県、市町は関係者と協議の上、日常的に海域を利用する漁業者の協力を得て、漁場環境の改善及び海洋環境を保全するため、本取組み内容について、関係者の意見聴取・調整を行いながら、海域における漂流ごみ等の回収体制の確立を目指す。

漁業者は、関係者と協議の上、操業時等に引き揚げられた漂流ごみ等をボランティアで港まで持ち帰り、一時保管後に市町等へ引き渡すなどの協力を行う。

イ 円滑な処理の構築

海岸管理者等、漁業関係者、県及び市町は、モデル事業による取り組みなどを参考に、回収された漂流ごみ等の適正な処理体制を構築することを目指す。

海岸管理者等並びに市町は、「海岸漂着物等地域対策推進事業」補助金を活用した処理を進める。また、その他補助金等についても関係者間で協議の上、活用・処理を推進する。

市町は、自らのごみ処理施設の能力の範囲内での処理の受入に努める。

○モデル事業では、操業中に回収を行ったものとして、漂流ごみ等のうち、産業廃棄物は民間に処理を委託している。民間への委託処理に要する費用負担は、市町処理施設での処理費用に比べて大きい。

○補助事業で実施しない場合は、回収者の漂流ごみ等処分に係る費用負担が大きくなるため、民間事業者委託に対して安価で済む市町処理施設での受入れに努める。

※現時点の漁業者が操業中に回収した漂着ごみ等の市町での受け入れ状況（表 2-8 参照）

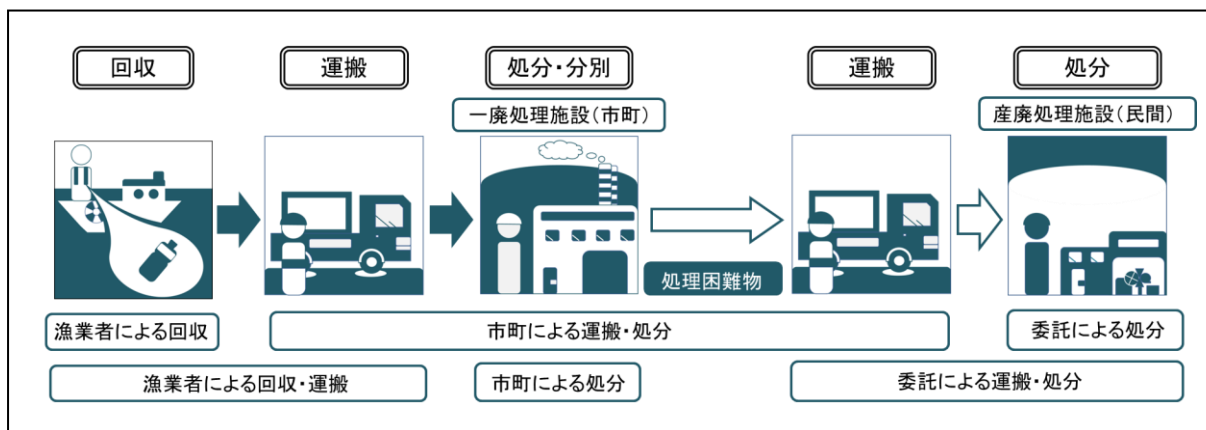


図6-3 市町処理施設を活用した処理スキーム（イメージ）

ウ 漁業者ボランティアとの調整や助成措置の実施

県は、漁業者に対して漂流ごみ等回収時に必要なかご等の資機材の購入など、支援を検討する。

<民間事業者による回収事業>

コラム

（一社）日本釣用品工業会は、（公財）日本釣振興会と協働で「LOVE BLUE ～地球の未来を～」をスローガンに、「水辺をキレイに」「サカナを増やそう」「フィールドを広げよう」を3つの優先事項として、つり環境ビジョンのコンセプトに基づいて環境・美化事業を行っている（LOVE BLUE事業）。その事業の一環として、各地の釣り場において、地域の自治体や市民団体等と連携しながら、積極的な水中及び陸上清掃を展開している。ボランティアダイバーの協力や、プロダイバーによる作業により水中の海底ごみの回収に取り組んでいる。

<香川県方式の海底堆積ごみ回収・処理システム>

コラム

香川県では、まず自分たちの地域の海ごみを地域の人みんなで協力して回収・処理していこうと、平成25年度から漁業者・市町（内陸部を含む全市町）・県が協働で、本格的な回収・処理の取り組みをスタートさせた。この香川県方式のシステムは、沿岸地域だけでなく内陸部まで含めた全国初の取り組みとなっている。

漁業者がボラン
ティアで持ち帰り

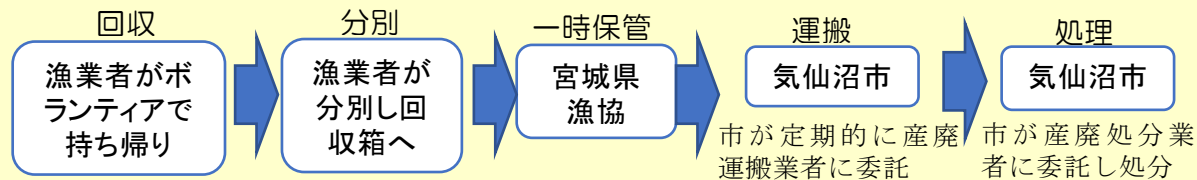
行政（沿岸市町と
県）が運搬・処理

行政（内陸部を含む全市町
と県）が処理費用を負担

<海ごみ回収ステーションによる海洋ごみ回収事業（気仙沼市）>

コラム

漁業者が航行中に発見したり、操業中に意図せずに引き上げたごみの持ち帰りを推進し、海洋環境を保全するため、漁港に海ごみ回収ステーションを設置する。
（漁業者、宮城県漁業協同組合、気仙沼市）





近年、海洋に流出する廃プラスチック類や微細なプラスチック類であるマイクロプラスチックが、生態系に与え得る影響等について国際的に関心が高まり、世界全体で取り組まなければならない地球規模の課題となっている。

国で、令和元年5月31日に策定されたプラスチック資源循環戦略では、3R+Renewableを基本原則として、資源循環体制の構築と海洋プラスチックごみによる汚染の防止を進めることとされている。県においても以下に示す取り組みによりプラスチックごみの流出対策を推進する。

(1) 県の取組

ア リデュースの取組

(ア) レジ袋削減運動の強化

県は、「ひょうごレジ袋削減推進会議(平成19年6月設立)」により、事業者、消費者、行政の連携のもと、レジ袋削減を全県的に推進しており、レジ袋有料化の取組み状況を踏まえて条例化等の検討やマイバッグ運動の推進を行っている。

(イ) 県自らの環境率先行動の推進

県は、率先行動計画や兵庫県グリーン調達方針、兵庫県イベント環境配慮指針に基づき、会議・イベント等での使い捨てプラスチック使用の削減や、職員のマイボトル、マイバッグの使用を推奨するなど、県自らが大規模な消費者・事業者として、率先行動に取り組むとともに、県民・事業者等の自主的な取組と行動を促す。

(ウ) ごみを出さないライフスタイルの転換

県は、県民・事業者に対して不要なワンウェイプラスチックを選択しないなど、新しいライフスタイル委員会を通じたマイボトル運動など、使い捨てプラスチックごみを出さないライフスタイルへの転換についての普及啓発を実施する。

(エ) 農業由来の使用済プラスチックの回収・適正処理の徹底

県は、生産者や関係団体による農業由来の使用済みプラスチックの回収・適正処理が継続されるよう指導するとともに、排出抑制に資する新たな素材の利用推進のため、国からの情報などを周知する。

イ リサイクルの取組

(ア) ペットボトルの分別・回収・リサイクルの徹底

県は、店頭回収量の把握、再資源化ルート等の確認を行い、市町等のホームページ上で取組情報等の広報を促すことにより、量販店を含む小売店での回収を促進する。

市町は、容器包装リサイクル法に基づき、拠点回収の実施などペットボトル及びプラスチック製容器包装の回収に努め、リサイクルを徹底する。

県民は、市町の定める分別ルールを遵守し、ゴミ出し・分別回収に協力する。

(イ) 廃棄物処理計画に基づく再利用率の向上促進

県は、廃棄物の再生利用率を適宜把握し、公表することにより県民・事業者のリサイクルの取組みを促す。

(ウ) 廃プラスチックの熱利用の推進

県は、使用用途が多種多様であるプラスチック類について、単一素材のものは再生利用を推進する等、プラスチックの品質、性状に応じたリサイクルを推進する。なお、W L C A (Waste Life Cycle Assessment) を考慮した上で、ごみ発電施設などのサーマルリサイクルが出来る焼却処理を推進していく。

(エ) 事業系プラスチック類分別回収の徹底

事業者はオフィス等から発生するごみに混在している廃プラスチック類について、リサイクルを基本として適正に分別・処分する。

ウ ポイ捨て防止・不法投棄防止

(ア) クリーンアップひょうごキャンペーンの強化

県は、クリーンアップひょうごキャンペーン（5月30日から7月31日）を2ヶ月延長し9月30日までとし、県民や事業者の海洋プラスチック問題に対する意識の高揚を目指す。また、海ごみゼロウィークを含む5月30日～6月30日までを「海ごみ0（ゼロ）-Link(仮称)」とし、海ごみを意識する月間として、「プラゴミ対策」や「広域的な活動」を推進する。

(イ) ポイ捨て等のないまちなみづくり

県は、市町が実施する観光地やイベント等でのごみ分別回収を徹底し、ポイ捨てのないまちなみづくりを推進する施策の支援を行う。

(ウ) 不適正処理の監視及び強化（再掲）

(エ) 県民・事業者の適正処理の推進（再掲）

エ 再生材・バイオプラスチックの利用

(ア) 海洋生分解性プラスチック等への素材転換の促進

県は、生分解性プラスチックや代替素材等の最新技術について事業者等と情報を共有し、生分解性プラスチックの農業用マルチや漁具、シカ食害防止用苗木保護材等、県内での利用について関係機関への働きかけに努める。

また、適正使用や処理についても正しい理解を周知する。

(イ) 県自らのグリーン調達推進

県は、兵庫県グリーン調達方針に基づき、ワンウェイプラスチックの買物袋を調達する場合は、環境負荷低減効果がある植物を原料とするプラスチックを一部使用した製品を調達するなど、グリーン調達の推進に努める。

オ 海洋プラスチック対策

(ア) 「海岸漂着物等地域対策推進事業」「水産多面的機能発揮対策」を活用したプラスチックごみを含む海洋ごみの回収・処理（再掲）

(イ) 漁業者が回収した海ごみの市町への受入（再掲）

(ウ) 漁業系廃棄物処理ガイドラインの周知

県は、国が作成する漁業系ガイドラインの普及啓発を行い、漁業者に対する陸域回収、分別・リサイクル等の周知と適正実施を促進する。

(エ) 海域利用者への普及啓発

県、市町は連携して、漁船、マリンレジャー愛好者等を対象に、プラスチックごみ等の持ち帰り等について啓発を実施する。

(オ) 関西広域連合が実施するマイクロプラスチック実態調査

実態調査では、河川を流下するマイクロプラスチック量の調査を行い、流量の少ない平常時の流下及び洪水時には平常時の10倍の量の流下を確認している。

県は、これらの実態調査の結果をホームページ等により県民に情報提供し、マイクロプラスチックのもととなるプラスチックごみの発生抑制を促進する。

＜マイクロプラスチックについて＞

プラスチックのうち、大きさが5 mm 以下のプラスチックをマイクロプラスチックと言い、大きく2種類に分けられる。海に流出したマイクロプラスチックを回収することはほぼ不可能とされている。

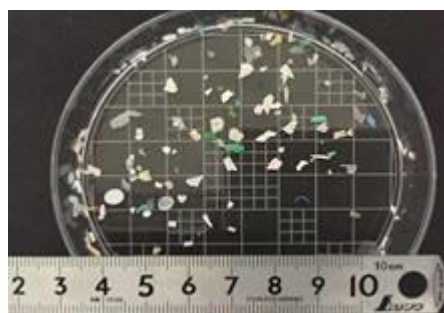
一次的マイクロプラスチック

マイクロサイズで製造されたプラスチック。洗顔料・歯磨き粉等のスクラブ剤等に利用されているマイクロビーズ等。排水溝等を通じて自然環境中に流出。



二次的マイクロプラスチック

大きなサイズで製造されたプラスチックが、自然環境中で破砕・細分化されて、マイクロサイズになったもの。



出典：海洋プラスチックごみ問題に関する最近の動向（環境省）

カ 普及啓発、環境学習・教育の取組（再掲）

（２）広域的な連携による取り組み

関西広域連合は、これまで取り組んできたマイボトルやマイバッグ持参運動等を通じた3 Rの推進とプラスチックごみによる海洋汚染防止に取り組むため、令和元年5月23日に「関西プラスチックごみゼロ宣言」を発出した。

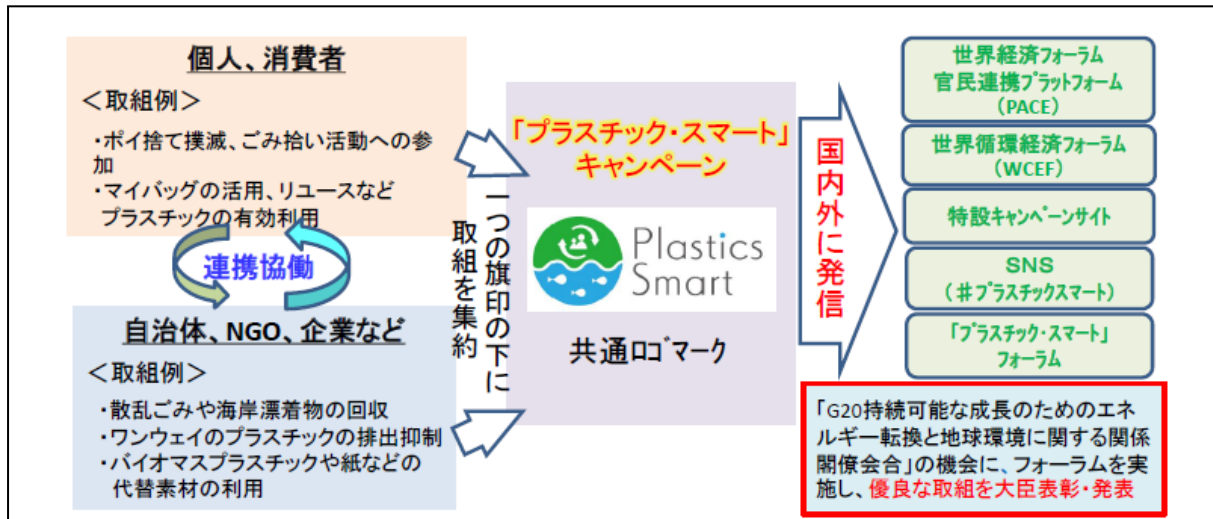
また、魔法瓶メーカーと協定を結び、プラスチックごみ削減に係る普及啓発（マイボトルの利用促進など）を実施する等、関西圏域でのプラスチックごみの発生抑制に取り組むため、県においても他府県他都市の事業者、団体等と協力しながら取組を推進する。

（３）国との連携による情報発信

ア プラスチック・スマートキャンペーン

環境省は、ポイ捨て撲滅を徹底した上で不必要なワンウェイプラスチックの排出抑制や分別回収の徹底など、“プラスチックとの賢い付き合い方”を全国的に推進し、取組を国内外に発信していく「プラスチック・スマート -for Sustainable Ocean-」キャンペーンを展開している。

県では「プラスチック・スマート」フォーラムへ参加し、県における海洋プラスチックごみ削減に係る活動を随時発信する。



出典：「プラスチック・スマート」キャンペーン概要資料（環境省）

図 7-1 「プラスチック・スマート」キャンペーンの概念図

8 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項



海岸漂着物等対策に際しては、国、県、市町、地域住民、民間団体等の多様な主体が適切な役割分担の下で積極的に取組に努めるとともに、各主体が相互に情報を共有しつつ連携・協力することが必要である。

（１）海岸管理者等

- ・海岸漂着物等対策の実施の主体として、海岸漂着物等の処理の実施
- ・人力では回収が困難な重さや量の海岸漂着物等の回収、収集・運搬
- ・市町が有するごみ処理施設等の処理能力を超える処分
- ・回収に危険な作業を伴う海岸漂着物等の回収、収集・運搬
- ・災害時に大量に流れ着いた海岸漂着物等の回収、収集、運搬
- ・自身が管理する敷地・資材等の適正管理

（２）国（海洋プラスチックごみ対策アクションプラン等で規定された内容を含む）

- ・全国の海岸漂着物等の発生量等の実態把握
- ・発生抑制対策に係る施策の実施
- ・漁業系廃棄物処理ガイドラインなど各種マニュアル等の作成
- ・県・市町への財政支援、情報提供
- ・都道府県の協力要請に関するあっせん
- ・対岸諸国等からの海岸漂着物等に対する外交上の適切な対応
- ・代替素材等の開発等への研究・企業支援
- ・自身が管理する敷地・資材等の適正管理

（３）県

- ・地域計画の作成・進行管理

- ・海岸漂着物等対策推進協議会・懇話会の運営（事務局）
- ・海岸漂着物等の状況、発生源の実態把握
- ・発生抑制対策に係る施策の実施
- ・関係者間の役割分担、協力体制の構築
- ・ごみの減量化、3Rの促進
- ・海岸や地域の清掃活動への参加要請、発生抑制対策、普及啓発、環境学習・教育の実施
- ・市町等への技術的助言・施策への協力、情報共有
- ・自身が管理する敷地・資材等の適正管理

（４）市町

- ・市町ごみ処理施設での処理能力内での海岸漂着物等の受入等、処理の協力
- ・発生抑制対策に係る施策の実施
- ・県の施策への協力
- ・ごみの減量化、3Rの促進
- ・海岸や地域の清掃活動への参加要請、発生抑制対策、普及啓発、環境学習・教育の実施
- ・自身が管理する敷地・資材等の適正管理

（５）民間団体等

- ・海岸や地域の清掃活動の実施・参加
- ・県や市町が実施する発生抑制対策、環境学習・教育等の取組への参加
- ・活動内容や知見の紹介、提供
- ・自身が管理する敷地・資材等の適正管理

（６）地域住民

- ・分別収集等による廃棄物の適正処理
- ・ごみのポイ捨て、散乱の防止
- ・ごみの減量化、3Rの促進
- ・自発的な海岸や地域の清掃活動への参加
- ・取組の呼びかけ
- ・自身が管理する敷地・資材等の適正管理

（７）事業者等（漁業・農業・その他）

- ・事業活動に伴って生ずる廃棄物の適正処理
- ・ごみの減量化、3Rの促進
- ・社会貢献活動の一貫として、地域と一体となった流域・海岸・海域・地域での清掃活動等への参加、協力、支援
- ・自身が管理する敷地・資材等の適正管理

9 海岸漂着物等対策の実施に当たって配慮すべき事項、その他海岸漂着物等対策の推進に関し必要な事項

(1) モニタリングの実施

海岸管理者等は、海岸漂着物等の回収・処理作業を実施した際に、量及び質の把握を行い、これらの情報を整理することにより、今後の回収事業を行う上での資料とする。

(2) 災害等の緊急時における対応

洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びごみ等が大量に堆積し、海岸保全施設の機能や生活環境の保全を阻害する場合に備え、海岸管理者等及び県、関係市町は、協働して一体的かつ効率的に処理できるように、連絡体制を整える。

このため、県では「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」を締結しており、この協定に基づき、各市町が相互協力して災害廃棄物の処理を円滑に実施する。

また、市町は、大量の海岸漂着物等の処理に備え、ごみの仮置場の確保、応急備蓄資材の保有等に努める。県はこれらの情報を整理し、市町へ情報提供することにより、市町間で情報を共有する。

なお、大量の海岸漂着物等の被害が発生した場合は、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」¹³や「災害等廃棄物処理事業費補助金」¹⁴の制度を活用する。

(3) 危険物漂着時における対応

海岸に漂着したポリ容器・ドラム缶等については、容器内に危険物が残存している可能性があることから、海岸管理者等が適切に処置を行う。特に日本海側では海外からの漂着物が多く流れ着き、表面の文字等だけでは内容物の判断が困難であることから、その取扱いについては特に注意する。

海岸に漂着したポリ容器・ドラム缶等については、排出者が特定できる場合は、排出者の責任において処理する。排出者の特定が困難な場合は、容器内に危険物が残存している可能性があることから、国が示す「海岸漂着物危険物対応ガイドライン」に準拠し、海岸管理者等が適切に処置を行う。

海岸管理者等は、内容物の確認を行った後、その性状に応じて適切な処理を行う。

なお、分析・処理費用については「海岸漂着物等地域対策推進事業」の制度を利用することが可能である。

地域住民や漁業者は、漂着したポリタンクやドラム缶を発見した際には、人体に害のある液体が付着している可能性があるため、触れない。

漁業操業中に発見した際も、むやみに船などに引き揚げず、触れる際は、ゴム

¹³ 海岸管理者である県、市町が、海岸保全区域内に漂着した流木等の処理を実施する事業で一定の要件を満たすもの。

¹⁴ 市町が実施する海岸保全区域以外に漂着したごみ等の処理に係る事業で一定の要件を満たすもの。

手袋等を使用し、体に付着しないように注意する。

また、ポリタンク等やドラム缶を海岸で発見した際には、各市町や海岸管理者等に、海域で発見した際には、海上保安庁に通報する。

（４）地域計画の変更

県は、海岸や地域の状況の変化や計画の実施状況等に応じて地域計画の変更を検討し、必要があると認める場合は、速やかに、協議会で協議し、地域計画の変更を行う。